

第3次西脇市
男女共同参画基本プラン
～ パートナー ～

令和4(2022)年度～令和8(2026)年

一人ひとりの人権と個性が尊重され、
男女が共に輝く社会

令和4(2022)年3月

西脇市

はじめに

男女共同参画の推進は、国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の目標の一つに「ジェンダー平等の実現」の推進が掲げられ、我が国においても国・地域・企業等の持続可能性に関わる重要な課題として、国をあげて取組が進められているところです。

そのような中、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでの社会情勢に大きな変化を及ぼすと同時に、私たちの生活様式に多大な影響を与えました。

テレワークやオンライン活用が急激に進み、働く場所や時間が柔軟化したことで、家事や子育て、介護に向き合う機会が増えた一方、男女の固定的な役割分担意識についての課題が顕在化しました。

また、外出自粛や休業等により、在宅時間が増えたことから、生活不安・ストレスによる配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されています。

西脇市においても、これまで「西脇市男女共同参画基本プラン」に基づき、男女共同参画に関する様々な取組を推進してきましたが、いまだ多くの場面で男女不平等感があるなど、男女共同参画を推進するうえでの障壁が残っています。

このたび、「第2次西脇市男女共同参画基本プラン ～パートナー～」の計画期間満了に伴い、社会状況の変化に対応した男女共同参画の推進を図るため、「第3次西脇市男女共同参画基本プラン ～パートナー～」を策定いたしました。

誰もが自分らしい生き方を実現し、あらゆる分野で活躍できるまちをつくるのが、本市の活力向上につながるものと考えます。

本プランに掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の実現を目指してまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり、西脇市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和4（2022）年3月

西脇市長 片山 象三

目 次

第1章 プランの策定に当たって	1
1. 策定の趣旨	1
2. プランの位置付け	2
3. プランの期間	3
4. 国・県の動向	3
(1) 国の動向	3
(2) 県の動向	4
5. 西脇市の男女共同参画の取組状況と課題	5
(1) 統計データからみる現状	5
(2) アンケート調査結果からみる現状と課題	10
(3) 第2次プラン（改定版）の取組状況と課題	31
第2章 プランの考え方	37
1. 基本理念	37
2. 基本目標	37
3. 優先すべき取組	41
(1) 女性の審議会等への登用や意思決定過程への参画促進	41
(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	41
(3) 家庭など生活の場における男性の参画促進	41
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	41
4. 施策の体系	42

第3章 基本計画 47

基本目標 I 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり.....	47
基本目標 II 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画推進...	53
基本目標 III 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進.....	59
基本目標 IV 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶.....	67

第4章 第2次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画... 67

1. 策定の趣旨	67
2. 計画の位置付け	68
3. 計画の期間	68
4. 国・県の動向	69
5. 策定の基本視点	70
(1) DVを根絶するための市民への啓発の推進.....	70
(2) DV被害者の早期発見	71
(3) DV被害者の安全の確保と自立	71
(4) 子どもなど周囲への被害の対応	72

第5章 プラン推進の体制 77

1. 推進のための役割	77
2. 推進体制	80
(1) 市内推進体制の充実	80
(2) 市民との連携による施策の推進	80
(3) 国・県との連携の推進	80
(4) 男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実	80
3. 計画の進行管理	81
4. 推進のための数値目標	82

資料編 83

第1章 プランの策定に当たって



第1章 プランの策定に当たって

1. 策定の趣旨

平成11(1999)年6月、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目指して、「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)が制定、施行されました。

基本法第2条では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

そして基本法の前文では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けることと明記しており、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会を推進する様々な取組が進められています。

本市も、平成14(2002)年3月に旧西脇市で「西脇市男女共同参画基本プラン」を策定後、平成24(2012)年3月に目標年度を令和3(2021)年度と定めた「第2次西脇市男女共同参画基本プラン～パートナー～」(平成29(2017)年3月に改定版を策定)(以下「第2次プラン」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策を展開してきました。

しかしながら、令和2(2020)年度に本市で実施した男女共同参画についての市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識に賛成しない市民の割合は増加しつつありますが、いまだ社会における様々な場面で男女不平等感が存在し、取り組むべき課題が見受けられます。

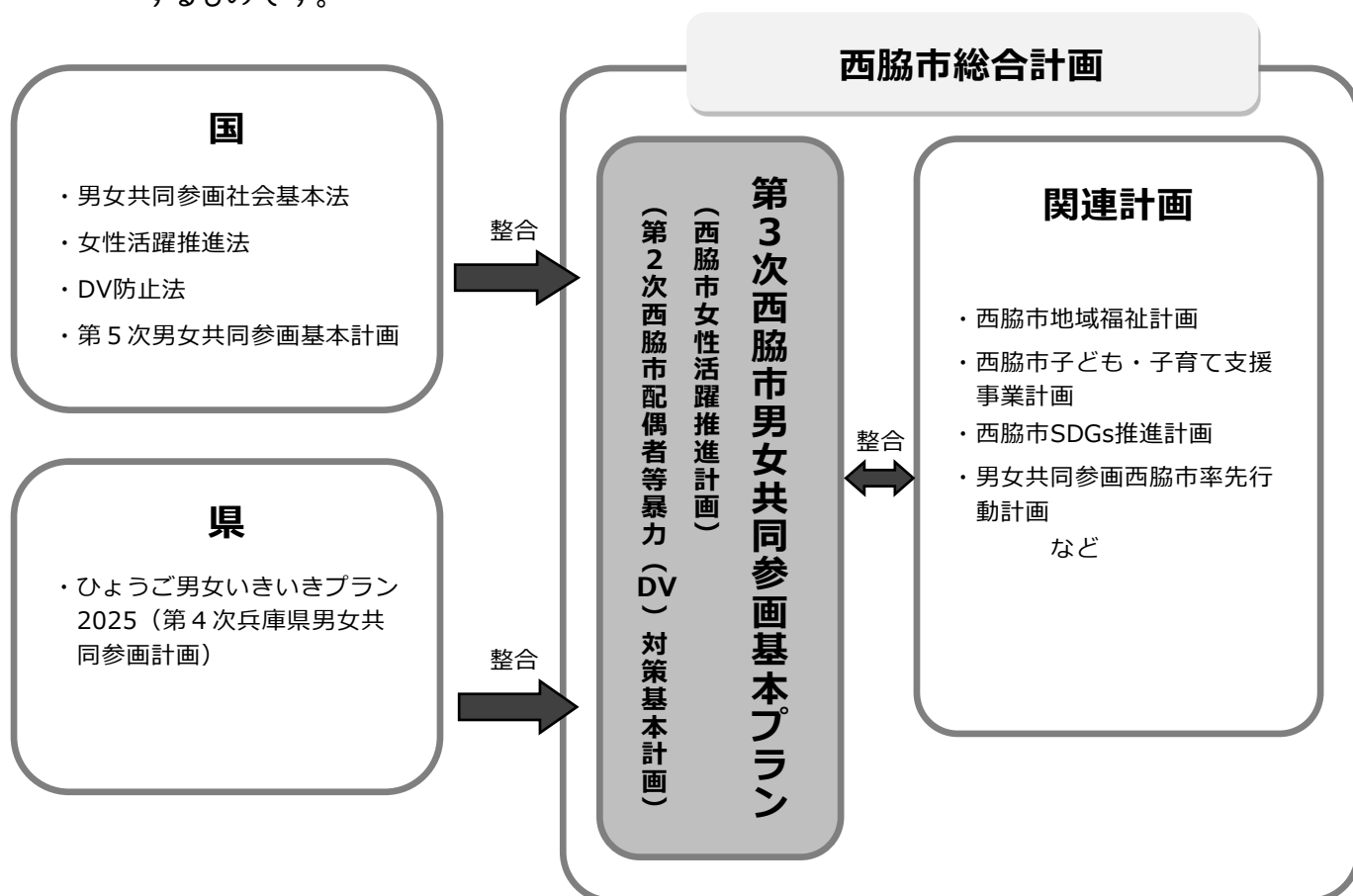
さらに、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用、所得への影響等、様々な問題が露呈されることとなり、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

このような中、男女共同参画の推進により、女性をはじめ、支援を必要とする人が誰一人取り残されることのない社会の実現に向け、第2次プランを引き継ぎ、国の「第5次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」及び市民の意識・意見を踏まえ、「第3次西脇市男女共同参画基本プラン～

パートナー～」を策定します。

2. プランの位置付け

- 基本法第14条第3項の規定により策定する「市町村男女共同参画計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定により策定する「市町村推進計画」に該当するものです。
- 本市の最上位計画である「西脇市総合計画」における分野別計画に位置付けます。また、本プランの実施に当たっては、関連する計画との整合性を図ります。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」との整合性を図ります。
- 本プランのうち、施策体系の基本目標Ⅳ「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定により策定する「市町村基本計画」に該当するものです。



3. プランの期間

本プランは、令和8(2026)年度を目標年度とする5年の計画期間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や国・県の動向に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4. 国・県の動向

(1) 国の動向

我が国では、日本国憲法で男女平等が定められたことを契機に、国連を中心とした世界規模の動きとあわせて男女共同参画社会の形成に向け、法律の制定や計画の策定が進められてきました。

昭和50(1975)年の国際婦人年を契機に、男女平等に関する国内の法律や制度の整備、また、学校教育においても性別による役割分担意識の見直しが進められました。

平成11(1999)年には、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現を促進するため、基本法が制定、施行され、この基本法に基づき平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が初めて策定されました。

その後、5年ごとに見直しがなされ、令和2(2020)年度に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、新型コロナウイルス感染症拡大によって顕在化した性別による影響への対応等、また、ジェンダー平等^{*1}に向けた世界的な潮流等を踏まえ、今後の日本が目指すべき男女共同参画社会の実現への道筋が描かれています。

平成19(2007)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、仕事と生活の調和を実現するための施策が示されました。

平成27(2015)年に「女性活躍推進法」が制定され、男性中心型労働慣行^{*2}の見直しや、国や地方公共団体、民間事業主に、数値目標や行動計画の公表等を義務付けるなどの取組が示されました。女性活躍推進法は令和元(2019)年に改正さ

*1 ジェンダー平等:性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。

*2 男性中心型労働慣行:長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行

れ、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化などが図られています。

平成30(2018)年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正社員間の不合理な待遇差の禁止を図るなど、多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、環境づくりの取組が示されました。

同年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、基本原則として国や地方議員の選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等になることを目指すこととされました。

(2) 県の動向

兵庫県は、昭和53(1978)年に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、昭和60(1985)年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、平成2(1990)年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定しました。また、男女共同参画推進の拠点として平成4(1992)年に「県立女性センター・イーブン(現兵庫県立男女共同参画センター・イーブン)」が開設され、様々な施策が展開されてきました。

平成13(2001)年に「ひょうご男女共同参画プラン21(第1次兵庫県男女共同参画計画)」が策定され、平成14(2002)年には「男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。

同条例では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すための県、県民、事業者及び団体の責務が明らかにされ、男女共同参画社会づくりの総合的かつ計画的な推進を図っていくことが明示されました。

平成23(2011)年には「新ひょうご男女共同参画プラン21(第2次兵庫県男女共同参画計画)」、平成28(2016)年に「ひょうご男女いきいきプラン2020(第3次兵庫県男女共同参画計画)」が策定され、現在、令和3(2021)年3月に策定された「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」が推進されており、男女が共に、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開が図られています。

5. 西脇市の男女共同参画の取組状況と課題

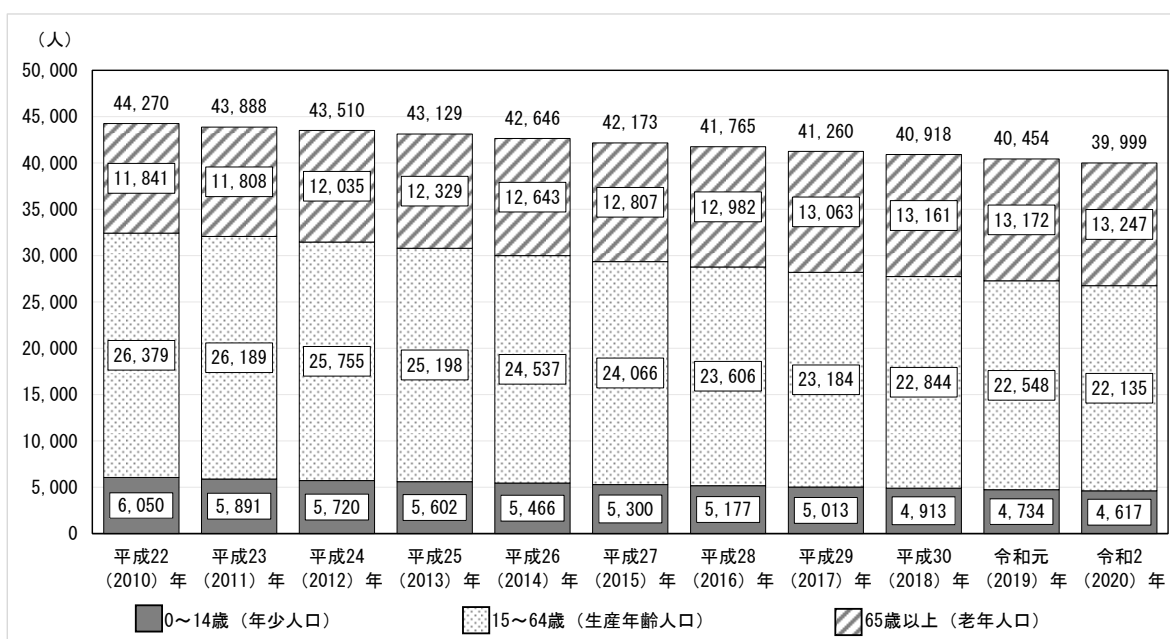
(1) 統計データからみる現状

① 人口の推移

総人口の推移をみると、年々減少傾向となっており、令和2(2020)年には39,999人となっています。

0～14歳(年少人口)及び15～64歳(生産年齢人口)は減少する一方、65歳以上(老年人口)は増加しています。

■ 図表1 年齢三区分別人口の推移



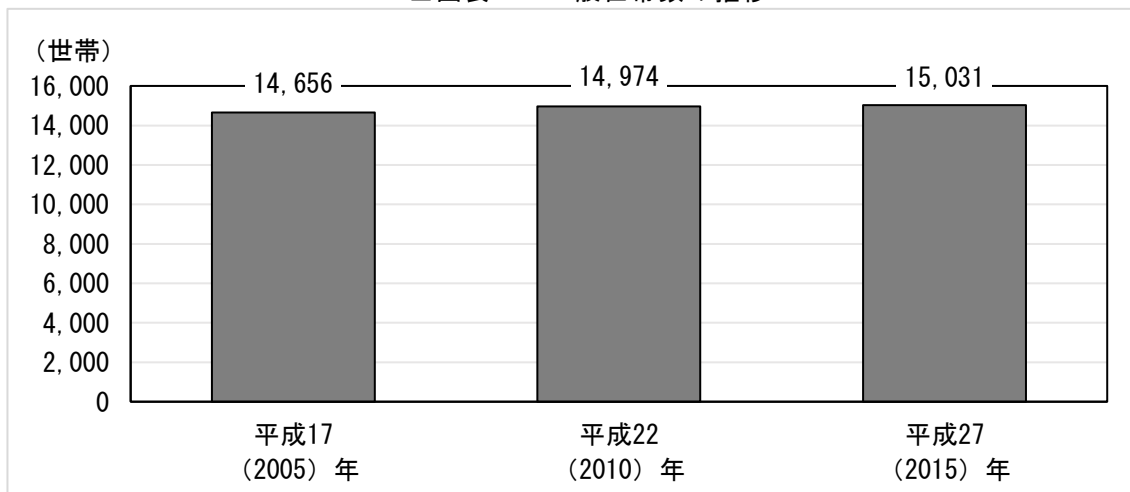
資料：令和2年版西脇市統計書（各年10月1日時点）

② 世帯の状況

一般世帯数の推移をみると、平成27(2015)年では15,031世帯となっており、増加傾向にあります。

人口が減少している一方で、世帯数が増加していることから、1世帯当たりの人員は減少しています。

■ 図表2 一般世帯数の推移



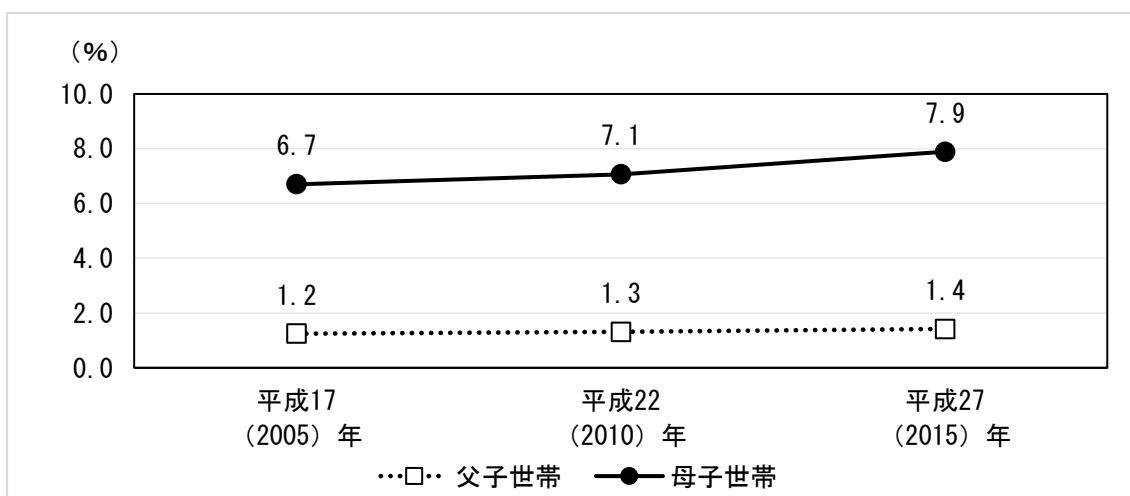
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※ 国勢調査における一般世帯とは、次のものをいいます。

- ・住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- ・上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ・会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

ひとり親世帯の割合の推移をみると、母子世帯は増加を続け、平成27(2015)年では7.9%となっています。父子世帯は母子世帯に比べて緩やかに推移しており、平成27(2015)年では1.4%となっています。

■ 図表3 ひとり親世帯の推移（一般世帯に占める母子世帯、父子世帯の割合）

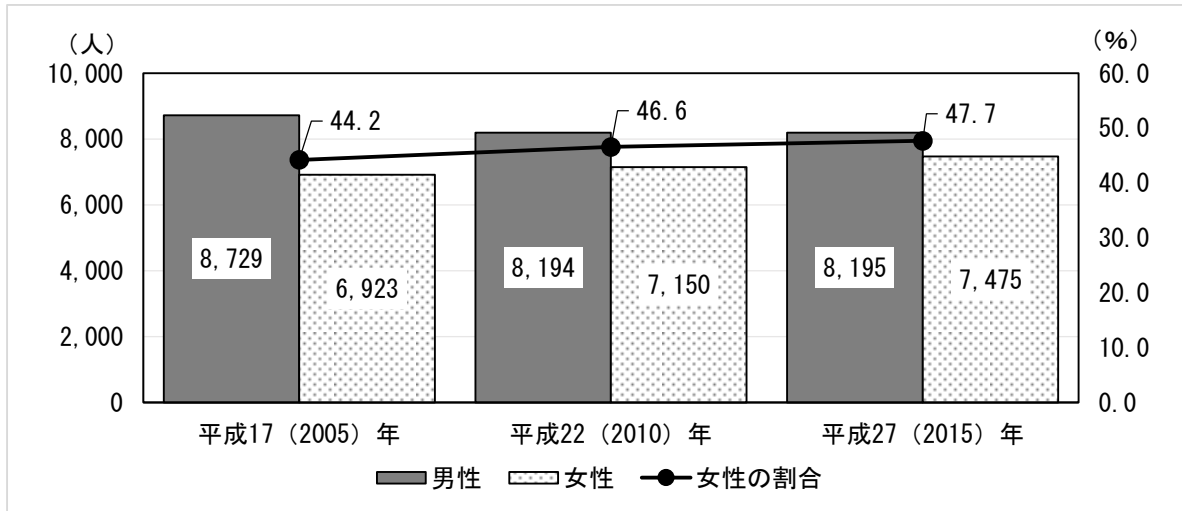


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

③ 雇用の状況

本市の女性雇用者数は増加傾向にあり、平成17(2005)年から平成27(2015)年までを比較すると、552人の増となり、3.5ポイント高くなっています。

■図表4 男女別雇用者数の推移

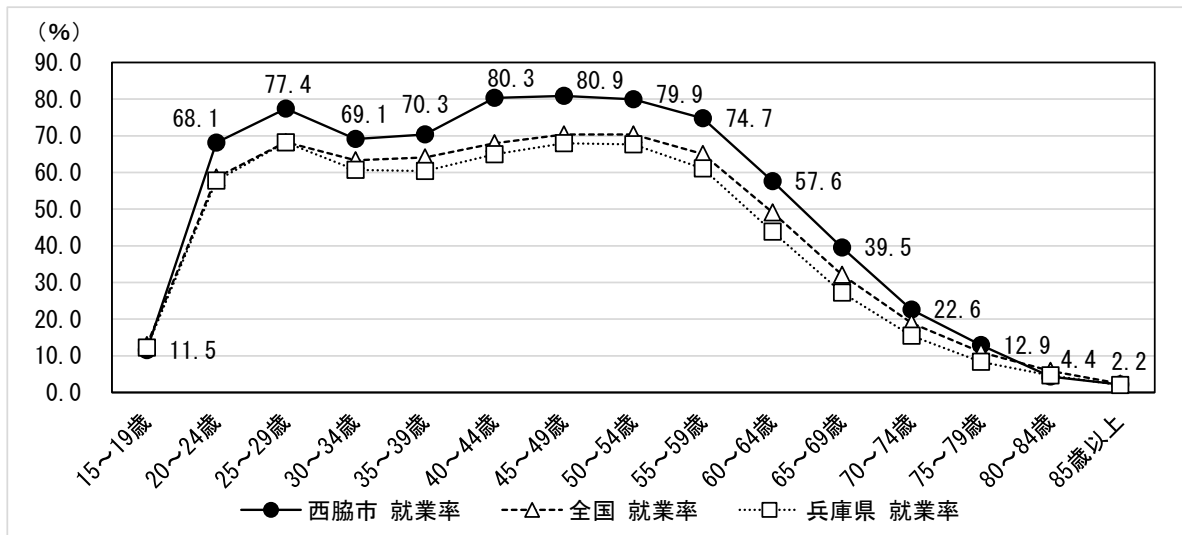


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※ 国勢調査における雇用者とは、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、「役員」（会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員）でない人をいいます。

平成27(2015)年の女性の年齢別就業率をみると、30～34歳で69.1%、35～39歳で70.3%と30歳代で就業率が低くなっており、いわゆるM字カーブ*³を描いていることが分かります。また、20歳代以降の就業率は全国より高い水準となっています。

■図表5 女性の年齢別就業率（平成27（2015）年）

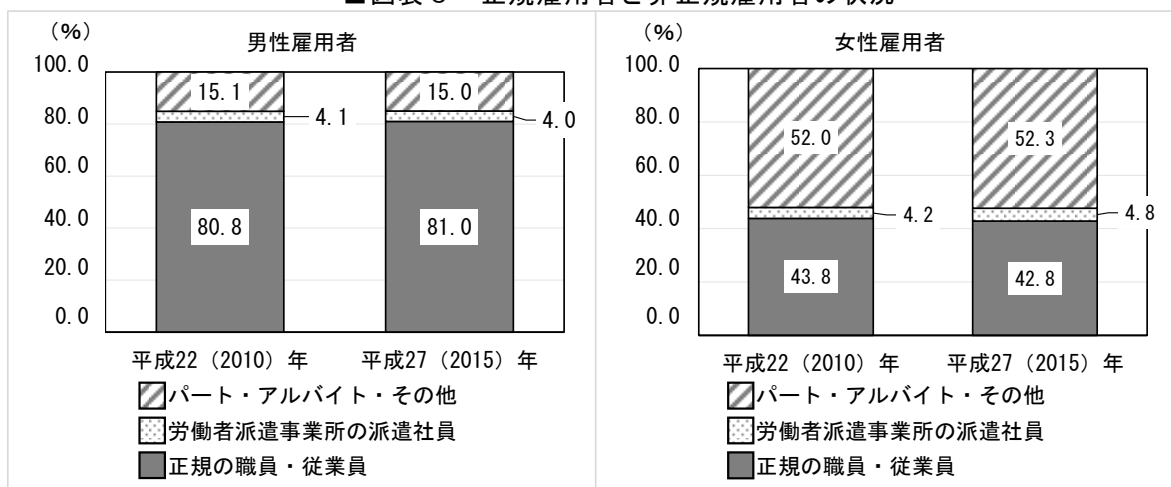


資料：国勢調査（平成27（2015）年10月1日時点）

*³ M字カーブ：女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを描く。

正規の職員・従業員の割合は男性では約8割となっているのに対し、女性では4割台となっています。また、経年比較をすると男女ともに構成比に大きな変化はなく、女性は依然としてパート・アルバイトや派遣社員等の非正規雇用者の割合が多くなっています。

■ 図表 6 正規雇用者と非正規雇用者の状況

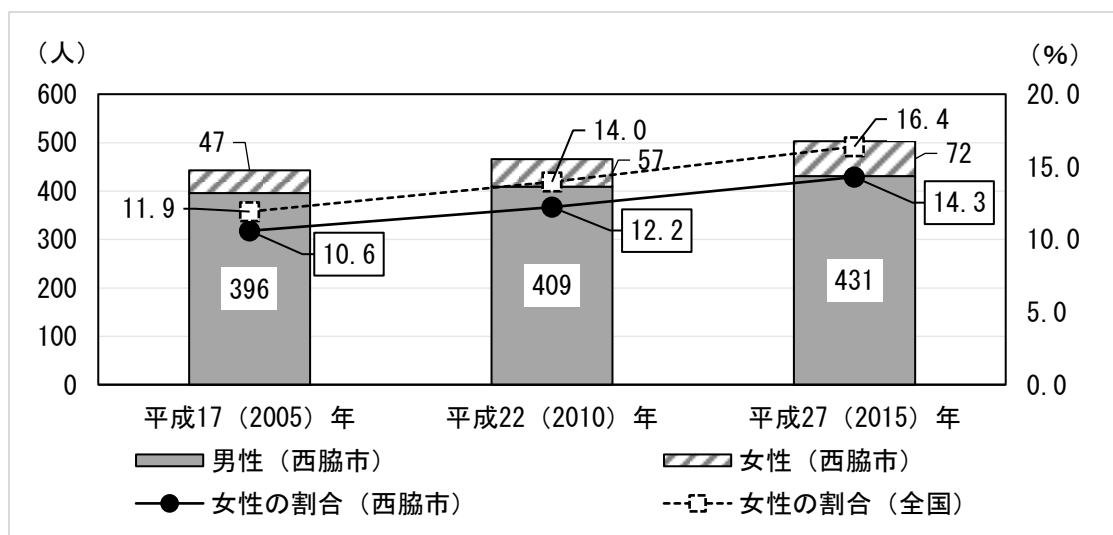


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

④ 女性活躍の状況

本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成27（2015）年には14.3%となっています。しかし、管理的職業従事者に占める女性の割合を全国と比べると各年全国の水準を下回って推移しています。

■ 図表 7 男女別管理的職業従事者の推移

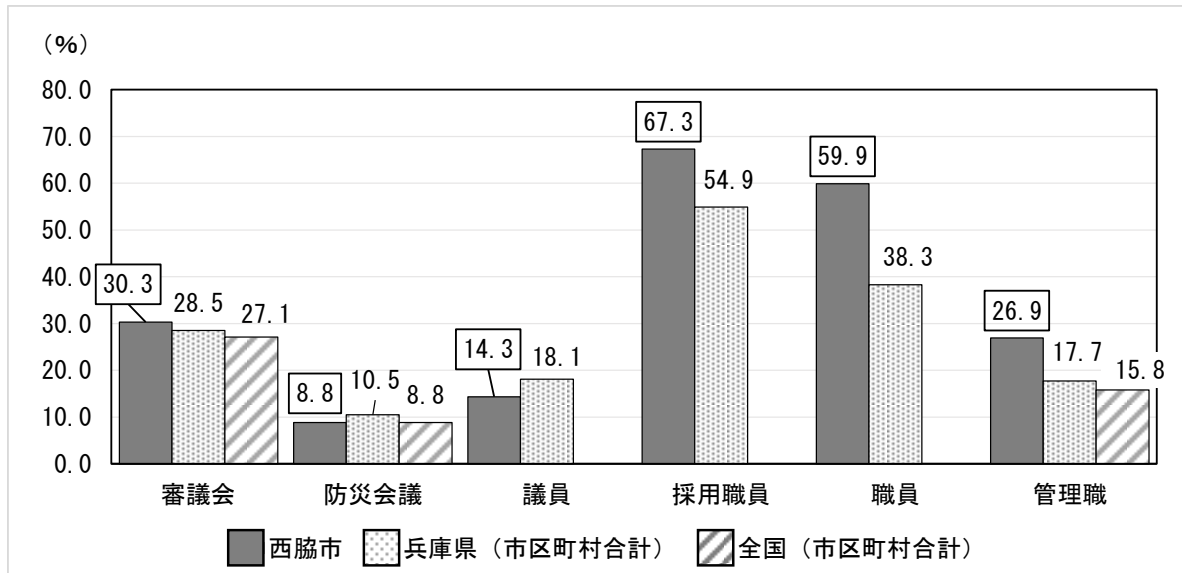


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※ 国勢調査における管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む。）以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事する人が分類されます。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も本分類に含まれます。

本市では、「審議会」、「採用職員」、「職員」、「管理職」の女性の割合が兵庫県内市町村、全国市区町村に比べて高くなっていますが、「防災会議」、「議員」に占める女性の割合は低くなっています。

■図表 8 公職での女性の割合



資料：男女共同参画局「令和2年度ひょうごの男女共同参画」

(2) アンケート調査結果からみる現状と課題

令和2(2020)年度に実施した「西脇市男女共同参画市民意識調査」の結果からみる現状と課題については、次のとおりです。

【市民意識調査回収結果】

調査地域 西脇市全域
調査対象 市内在住の18歳以上の男女
標本数 2,000
抽出方法 住民基本台帳より無作為に抽出
調査方法 郵送配布、郵送回収
回収結果

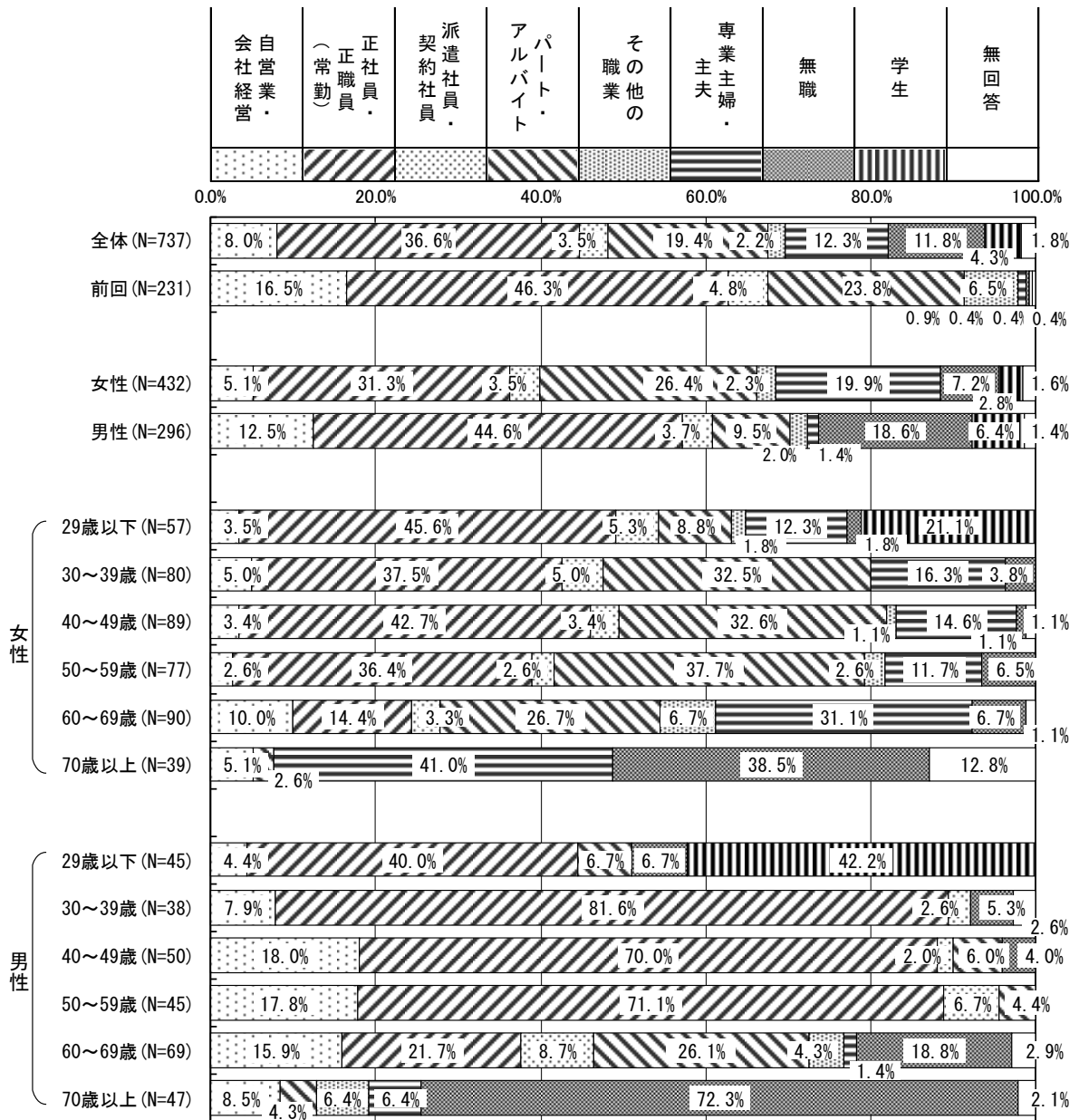
対象者数・配布数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
2,000	738 (36.9%)	737 (36.9%)

【調査結果の見方】

- (ア) 集計結果は、全て小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならない場合があります。
- (イ) 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%とならない場合があります。
- (ウ) 回答比率(%)は、その質問の回答者数を基数(N=Number of case)として算出しています。
- (エ) 本文中の表などにおいて、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合があります。
- (オ) 今回調査の結果と前回調査の結果の比較を行っています。前回調査は市内在住の満18歳以上の方の中から1,000人を抽出し実施しました。
- (カ) 一部の設問において、令和元(2019)年度第2回県民モニターアンケート調査「男女共同参画に関する意識調査」の調査結果との比較を行っています。ただし、設問や選択肢等が一致していない場合は考察に留意が必要です。

① 職業生活について

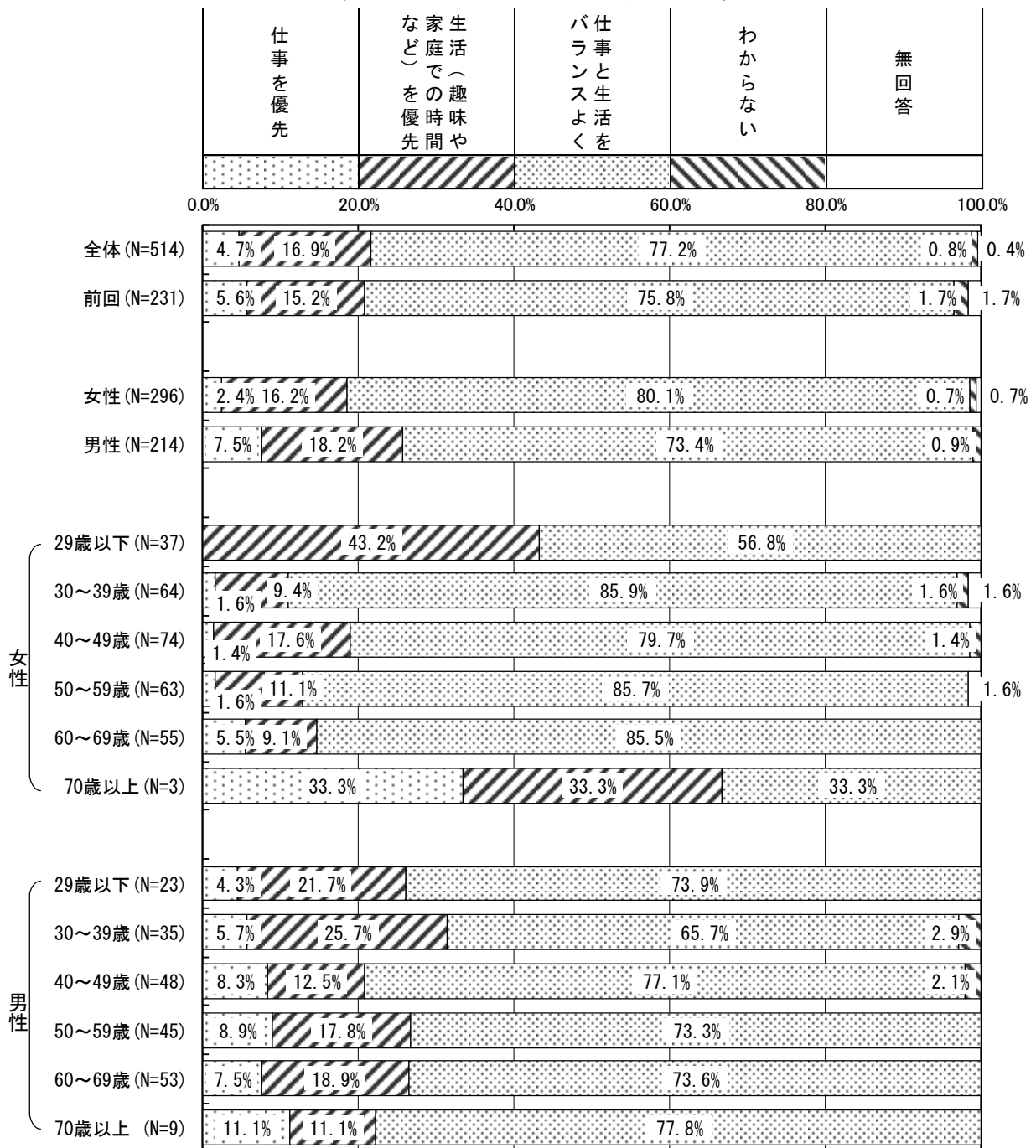
■ 図表 9 回答者の職業



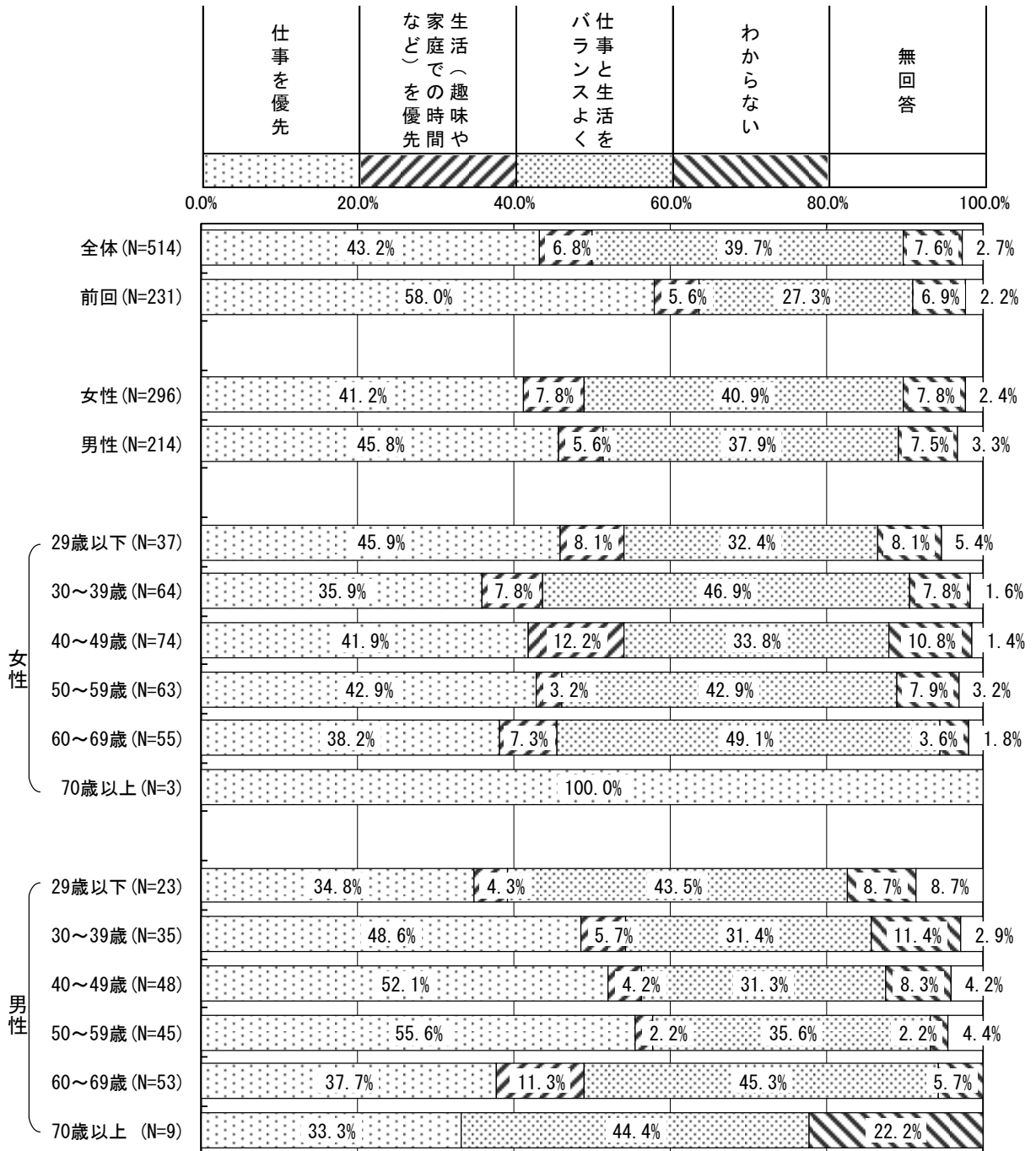
現状と課題

- 全体では「正社員・正職員（常勤）」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」となっています。男女別では、女性は「パート・アルバイト」、「専業主婦・主夫」が男性より多く、「パート・アルバイト」と「専業主婦・主夫」を合計した割合は「正社員・正職員（常勤）」を上回っています。就業を希望する女性が、安定した雇用を得て、安心して働ける環境が必要です。

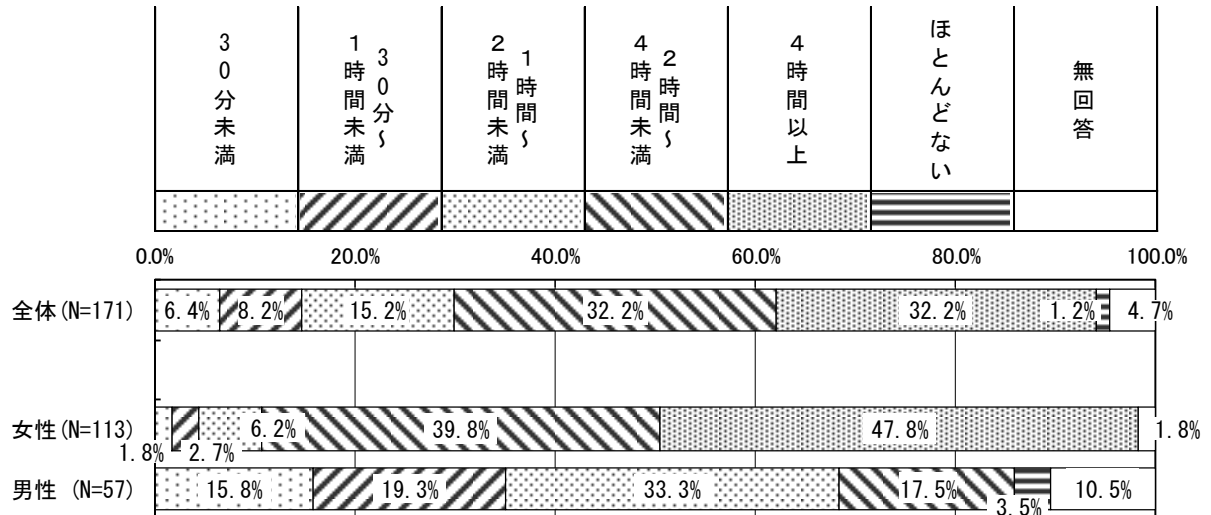
■ 図表10 ワーク・ライフ・バランスの希望



■ 図表11 ワーク・ライフ・バランスの現実



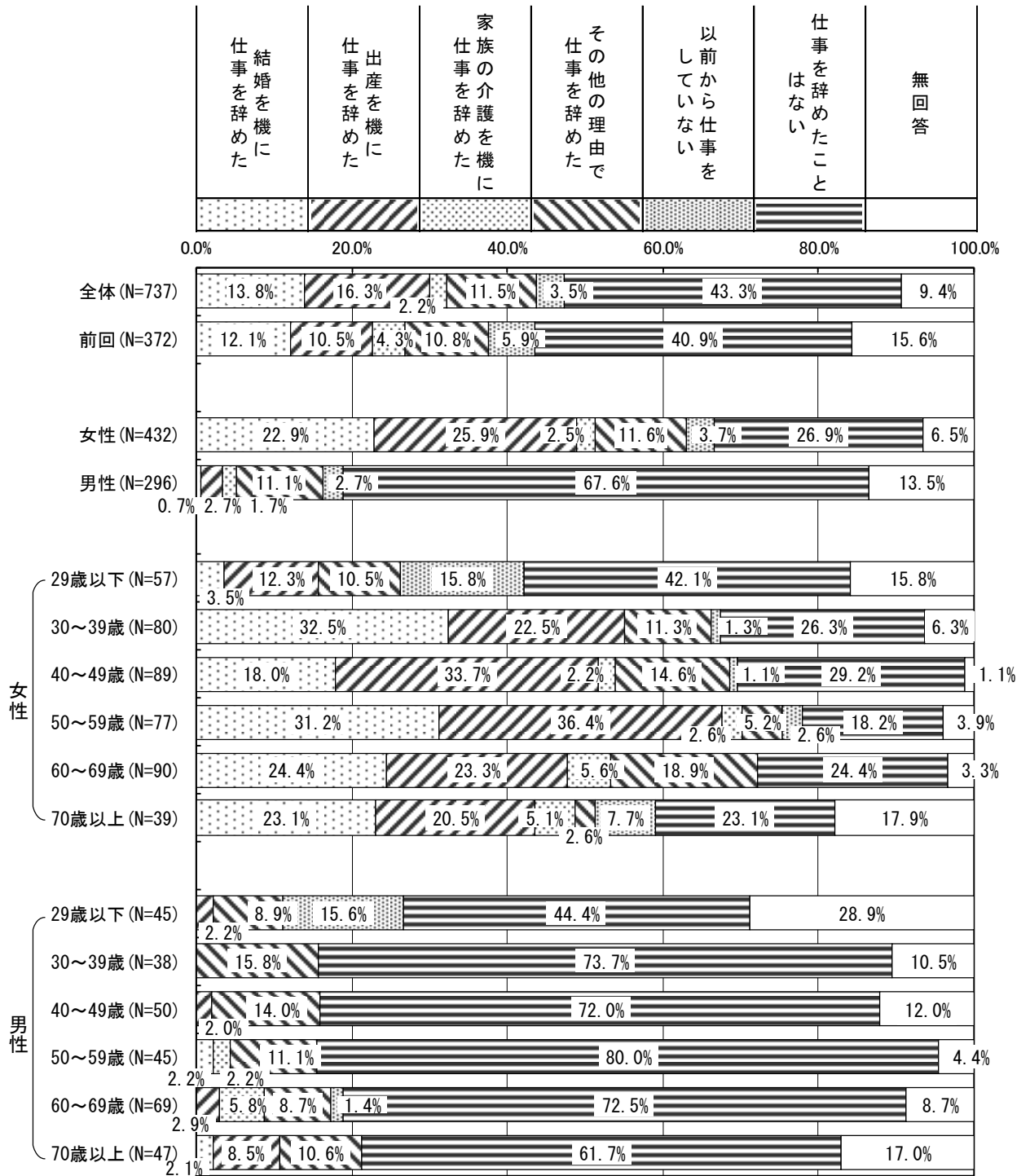
■ 図表12 1日に家事・育児に費やす時間



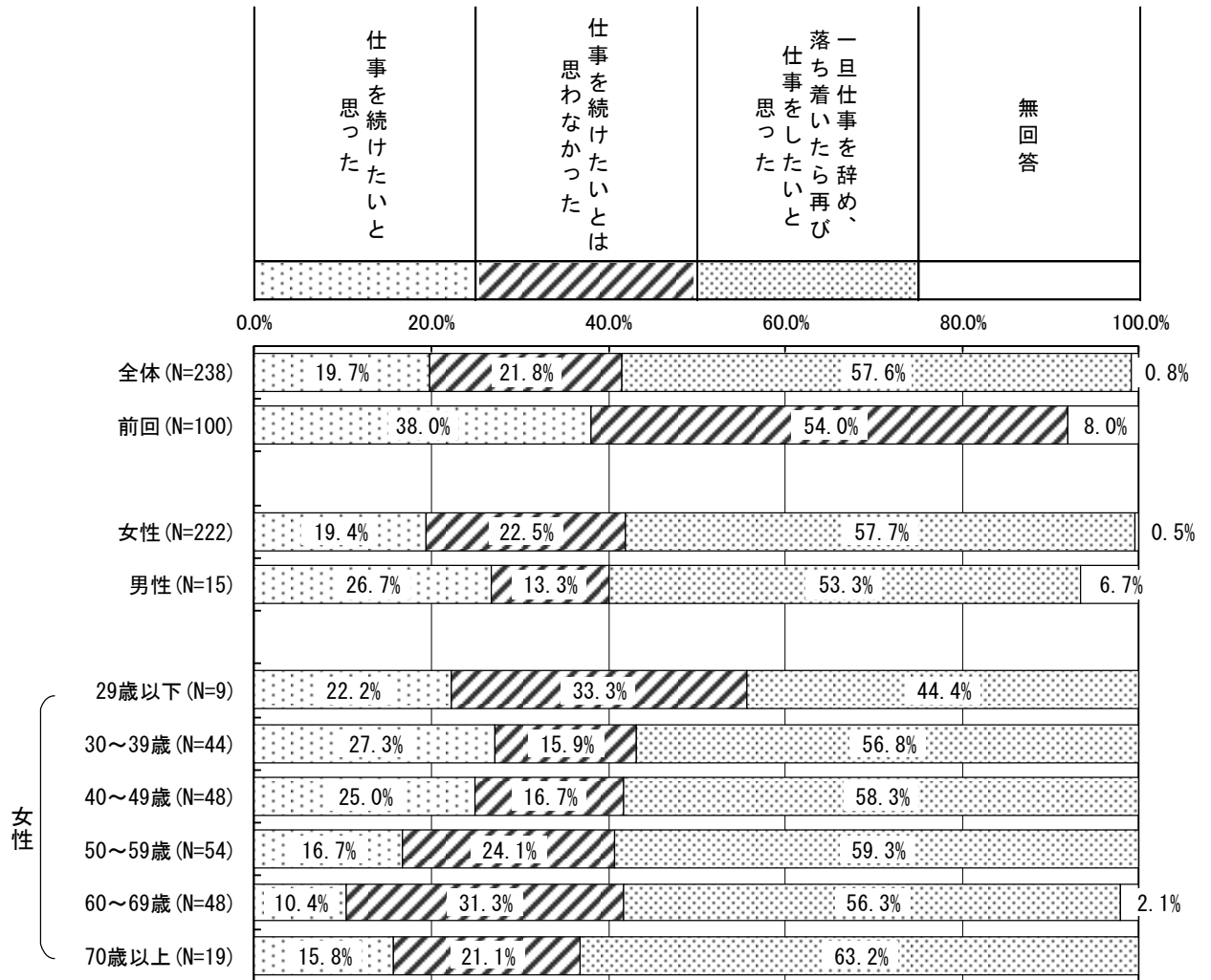
現状と課題

- ワーク・ライフ・バランスは男女ともに「仕事と生活をバランスよく」を希望する人が多くなっていますが、現実には男女ともに仕事を優先する人が多くなっています。特に50歳代以下の男性は年代が上がるにつれて仕事を優先する人が多くなっており、希望するワーク・ライフ・バランスと異なる現状がみられます。（図表10、11）
- 1日に家事・育児に費やす時間をみると、女性は2時間以上が8割を超え、4時間以上という人が約5割を占めています。一方、男性は2時間以上は2割にも達せず、2時間未満が6割以上となっており、女性の家事・育児時間と大きな差がみられます。（図表12）
- ワーク・ライフ・バランスの実現は、固定的な性別役割分担を解消し、男女共同参画を進めていくための一歩となることから、雇用慣行や働き方の見直しを進め、誰もが人生の各段階において多様な働き方・生き方の選択が可能となる環境づくりが必要です。

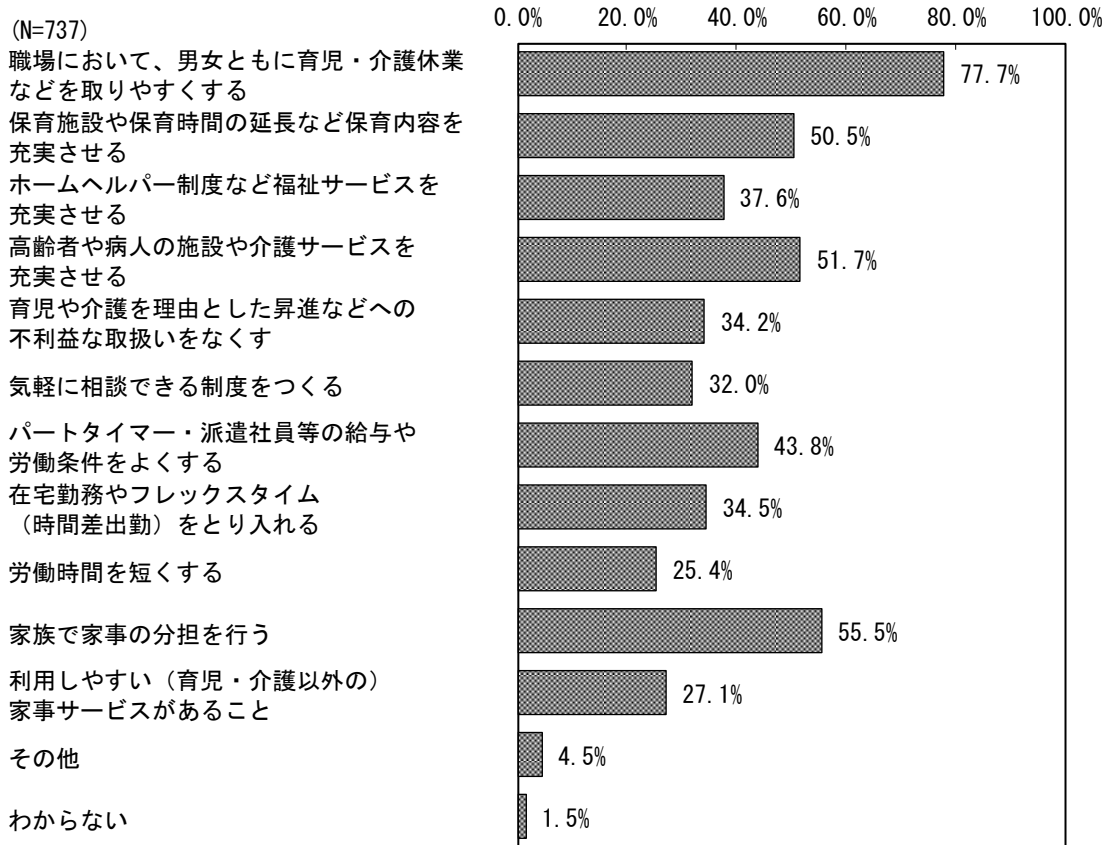
■図表13 結婚等を機に仕事を辞めた経験について



■図表14 結婚等を機に仕事を辞めたときの仕事の継続意向



■ 図表15 働き続けるため必要だと思うこと（複数回答）



■図表16 働き続けるため必要だと思うこと（複数回答）

	有効回答数	やすくする	職業場において、 女性にも育児・ 介護を取り	内容の延長や 保育時間	保育施設や 保育士	間を充実に させる	保育園や 認定こども 園	高年齢者や 障害者の 受け入れ	高齢者や 障害者の 受け入れ	を充実させる	を充実させる	を充実させる	を充実させる	を充実させる	を充実させる	を充実させる	を充実させる	を充実させる	を充実させる
全体	737	77.7%	50.5%	37.6%	51.7%	34.2%	32.0%	43.8%											
前回	372	62.4%	53.2%	34.4%	-	-	25.5%	36.8%											
女性	432	79.6%	51.4%	35.0%	51.2%	37.0%	31.0%	46.3%											
男性	296	74.7%	48.3%	40.9%	53.4%	30.7%	32.8%	40.9%											
女性	29歳以下	57	84.2%	56.1%	38.6%	33.3%	21.1%	54.4%											
	30～39歳	80	82.5%	48.8%	28.8%	33.8%	38.8%	51.3%											
	40～49歳	89	82.0%	47.2%	37.1%	58.4%	29.2%	52.8%											
	50～59歳	77	74.0%	54.5%	37.7%	55.8%	32.5%	41.6%											
	60～69歳	90	83.3%	56.7%	36.7%	67.8%	40.0%	41.1%											
70歳以上	39	64.1%	41.0%	28.2%	48.7%	28.2%	30.8%												
男性	29歳以下	45	86.7%	51.1%	37.8%	35.6%	35.6%	44.4%											
	30～39歳	38	68.4%	47.4%	18.4%	26.3%	34.2%	36.8%											
	40～49歳	50	84.0%	56.0%	48.0%	56.0%	32.0%	36.0%											
	50～59歳	45	73.3%	53.3%	53.3%	73.3%	40.0%	51.1%											
	60～69歳	69	76.8%	42.0%	43.5%	62.3%	31.9%	44.9%											
70歳以上	47	55.3%	40.4%	38.3%	55.3%	25.5%	31.9%												
世帯	275	81.1%	54.9%	42.5%	53.1%	35.3%	29.5%	46.5%											
非世帯	207	72.9%	47.3%	28.5%	53.6%	29.5%	40.1%												
	有効回答数	を（レ在宅 と（時ク宅 り時間ク勤 入差スタ務 れる出タイ ）勤ム	する労働 時間を短 く	担家族 で行う 家事の分	ピ外（利 スの育用 が（児し あ家・や る事サ ことサ ））	その他	わからない												
全体	737	34.5%	25.4%	55.5%	27.1%	4.5%	1.5%												
前回	372	33.3%	23.9%	47.6%	-	3.2%	2.7%												
女性	432	34.7%	25.9%	59.0%	28.0%	6.0%	1.2%												
男性	296	34.8%	24.7%	50.3%	25.3%	2.4%	2.0%												
女性	29歳以下	57	43.9%	45.6%	54.4%	21.1%	1.8%												
	30～39歳	80	41.3%	27.5%	66.3%	30.0%	0.0%												
	40～49歳	89	36.0%	27.0%	61.8%	29.2%	1.1%												
	50～59歳	77	31.2%	24.7%	57.1%	27.3%	7.8%	2.6%											
	60～69歳	90	33.3%	21.1%	58.9%	33.3%	4.4%	0.0%											
70歳以上	39	15.4%	5.1%	48.7%	20.5%	0.0%	2.6%												
男性	29歳以下	45	55.6%	31.1%	68.9%	33.3%	2.2%	2.2%											
	30～39歳	38	28.9%	31.6%	52.6%	13.2%	7.9%	2.6%											
	40～49歳	50	34.0%	32.0%	46.0%	36.0%	0.0%	6.0%											
	50～59歳	45	42.2%	24.4%	53.3%	28.9%	2.2%	0.0%											
	60～69歳	69	23.2%	17.4%	47.8%	21.7%	2.9%	1.4%											
70歳以上	47	29.8%	17.0%	36.2%	17.0%	0.0%	0.0%												
世帯	275	34.2%	26.5%	62.5%	25.8%	5.1%	1.1%												
非世帯	207	31.4%	22.2%	50.2%	23.7%	3.9%	0.5%												

現状と課題

- 結婚等を機に仕事を辞めた経験についての質問では、女性の約5割が「結婚又は出産を機に仕事を辞めた」と回答しています。（図表13）
- 結婚等を機に仕事を辞めたときの仕事の継続意向をみると、40歳代以下の女性の2割以上が「仕事を続けたいと思った」と回答しています。（図表14）
- 「働き続けるため必要だと思うこと」の質問では、「職場において、男女ともに育児・介護休業などを取りやすくする」という回答が最も多くなっています。（図表15）

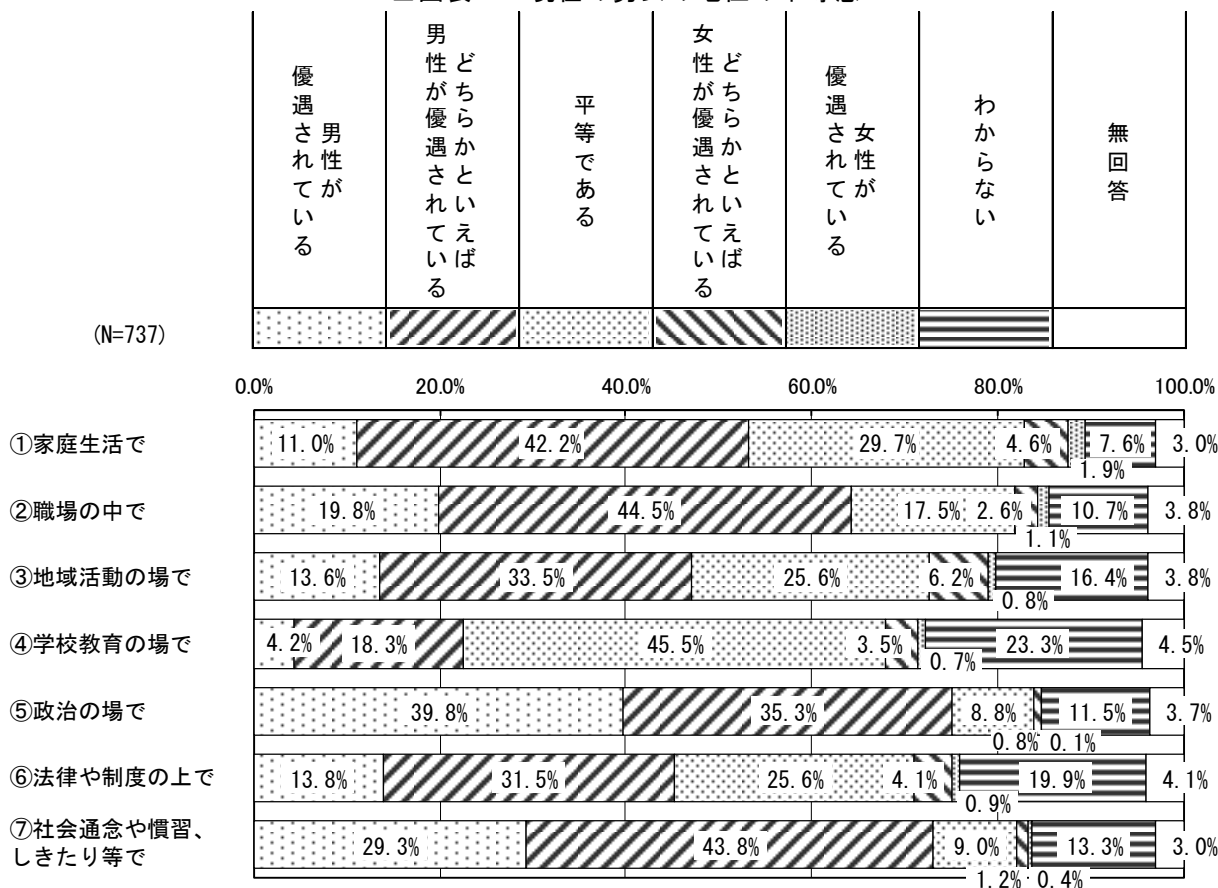
また、年代別にみると、女性の40歳代以下の5割以上が「パートタイマー・派遣社員等の給与や労働条件をよくする」と回答しており（図表16）、正規雇用以外で働く女性が結婚等を機に就労を断念することがないように、雇用環境の改善や支援制度の充実を企業に働き掛けていく必要があります。

- 女性の30歳代～50歳代の職業として「派遣社員・契約社員」や「パート・アルバイト」が約4割を占めています。（図表9）

子育てや介護がその要因と考えられることから、仕事と子育て又は介護を両立するための支援制度の創設など、働きやすい職場づくりの取組について、事業所等への啓発が必要です。

② 男女共同参画の平等意識について

■ 図表17 現在の男女の地位の平等感



現状と課題

- 男女の地位の平等感をみると、政治の場、法律や制度上、社会通念や慣習等における男性優遇感が依然として高くなっています。
- 国は、社会のあらゆる分野において令和2(2020)年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となることを目指し、男女共同参画の推進に取り組んできました。

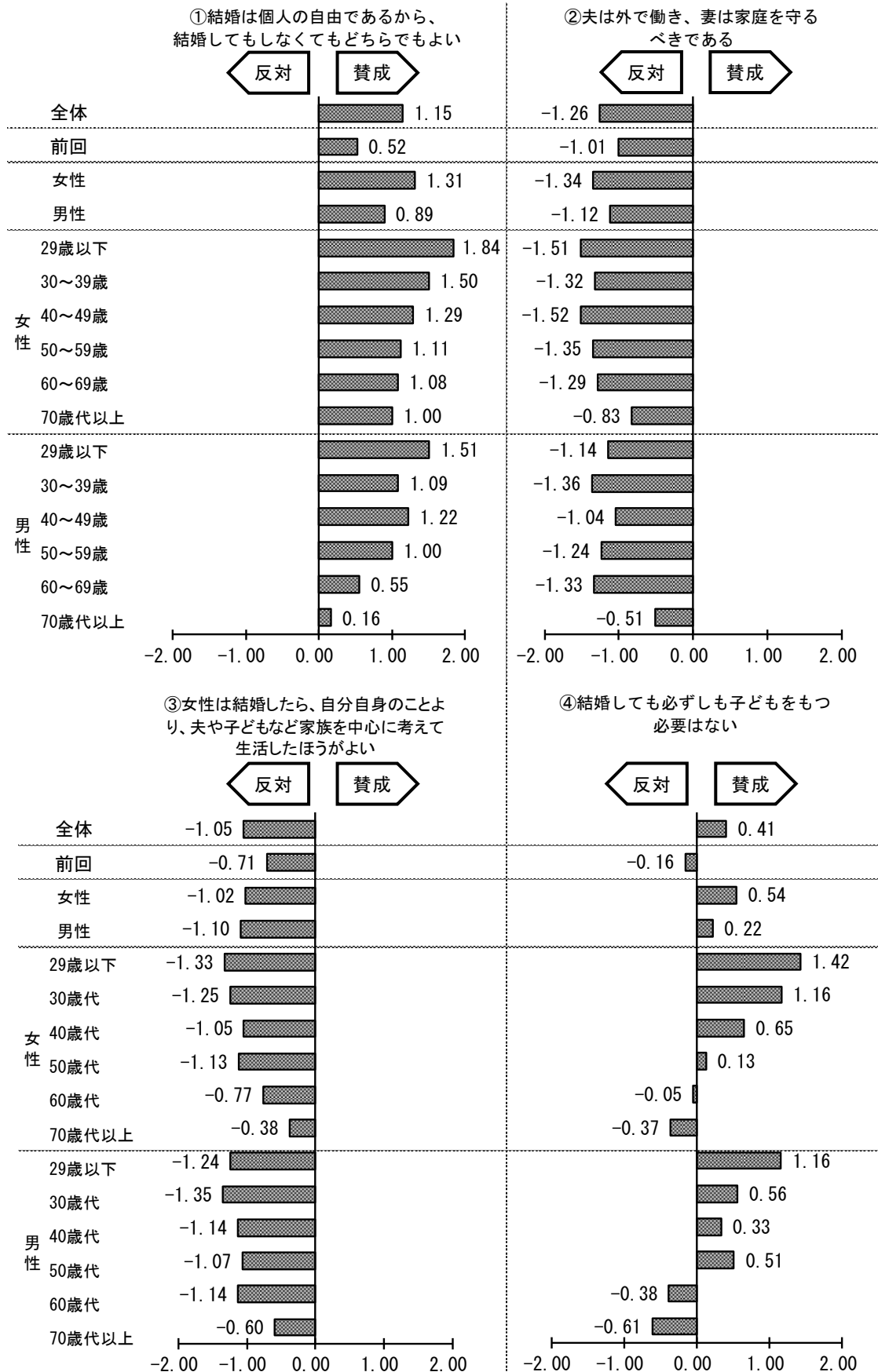
また、平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立するなど、女性議員比率の向上にも取り組まれています。政治の場、法律や制度上、社会通念や慣習等における市民の平等感は低調です。

- 市民に身近な場所としての地域活動の場における男性優遇感が前回調査より増加しています※。社会全体として男女の地位の平等感を向上していくため、まずは地域社会において男女共同参画を推進し、市民があらゆる場面で男女共同参画を当たり前のこととして実践できる社会づくりに取り組む必要があります。

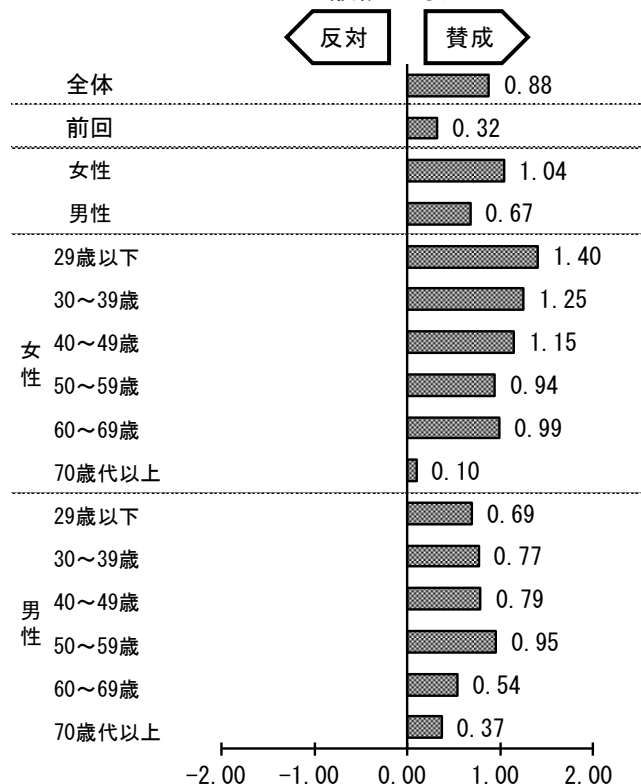
※ 地域活動の場で「男性が優遇されている」（「男性が優遇されている」と「どちらかといえれば男性が優遇されている」の合計）は前回調査が43.3%、今回調査が47.1%となっています。

■ 図表18 結婚・家庭生活についての考えスコア

「そう思う」を+2点、「どちらかといえばそう思う」を+1点、「どちらかといえばそう思わない」を-1点、「そう思わない」を-2点として平均値を求めたものが下のグラフになり、プラスの点数が高いほど「賛成」、マイナスの点数が高いほど「反対」を示しています。



⑤結婚してもやり直したいときは
離婚してもよい



現状と課題

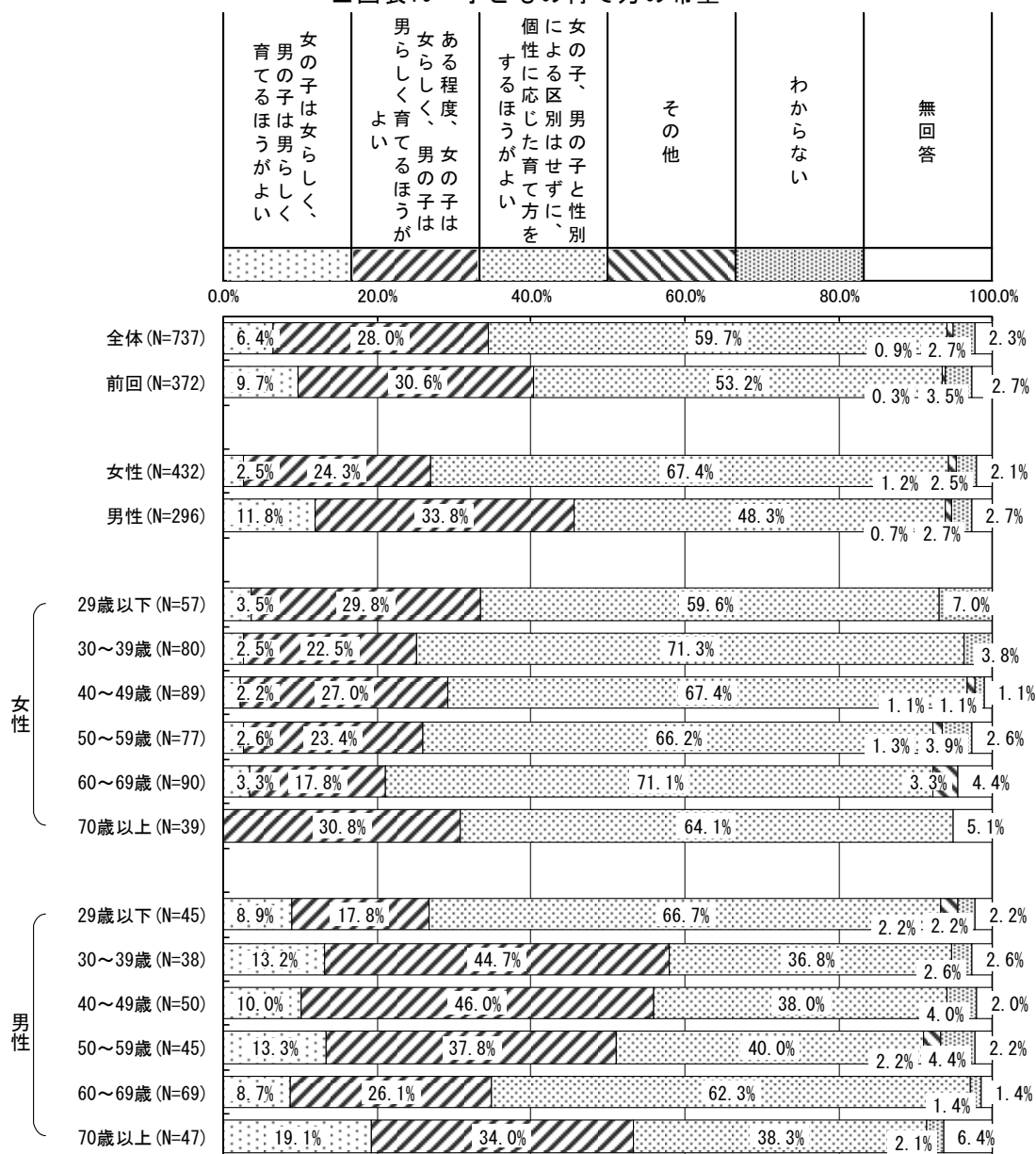
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人が前回調査より多くなっています*。（図表18②）

* 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについてのスコアは前回調査が-1.01、今回調査が-1.26となっています。

また、結婚・家庭生活についての考えは、29歳以下の女性でより柔軟な思考がみられます。

- 従来の価値観を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消をするためには、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者まで幅広い年代に、男女共同参画の意識形成と理解を広めていくことが必要です。

■図表19 子どもの育て方の希望

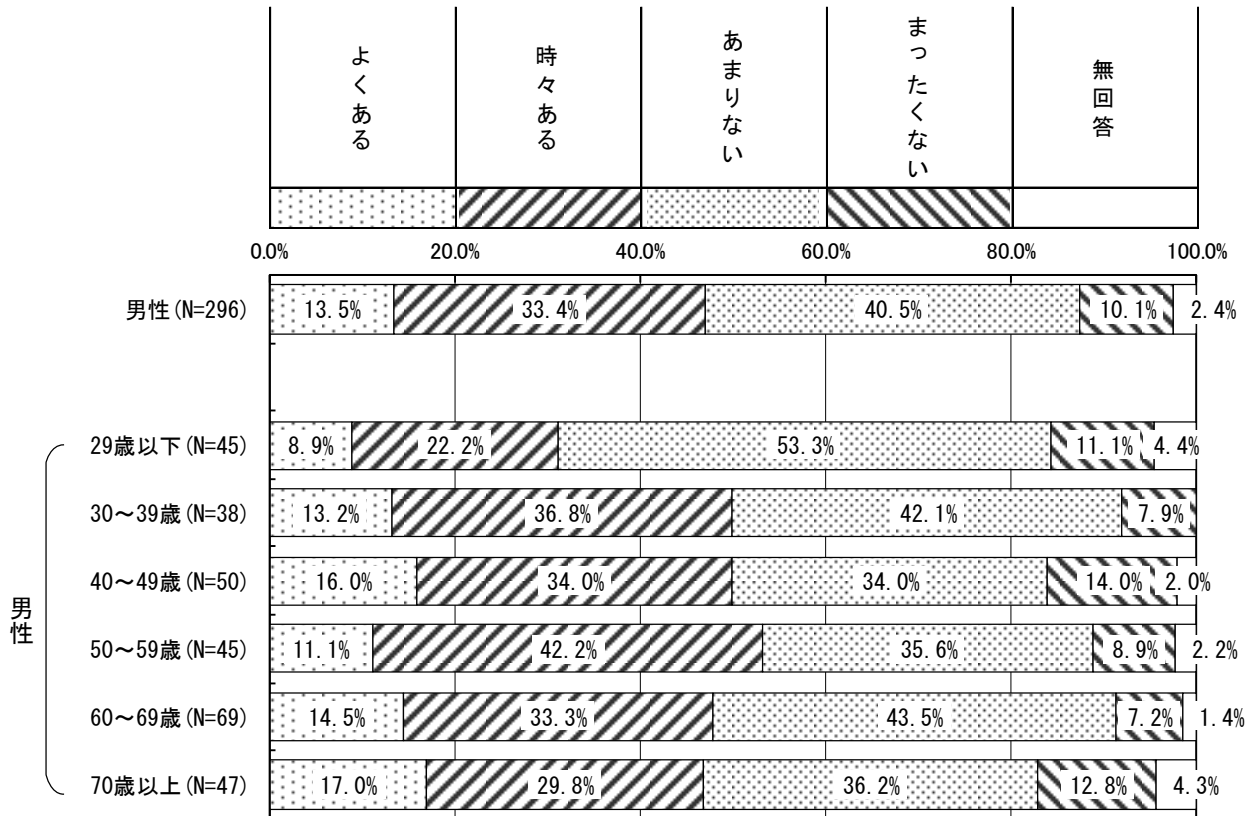


現状と課題

- 全体では前回調査に比べて「女の子、男の子と性別による区別はせずに、個性に応じた育て方をするほうがよい」が増加しています。一方、男性の30歳代と40歳代では「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるほうがよい」、「ある程度、女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるほうがよい」の合計が5割以上であり、性別によって育て方を区別する考えの人が多くなっています。
- 子どもたちに無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*4や性別役割分担意識を持たせないよう、子どもと関わる大人に対しジェンダーへの気付きや男女共同参画の必要性を啓発していくことが大切です。

*4 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：無意識のうちに誰もが持っているバイアス（偏見）のこと。性差に関する例では、「女性は生まれつき数学の能力に欠ける、男性は育児が苦手である」などの行動・考え方がある。

■ 図表20 男性であるために大変だと感じること

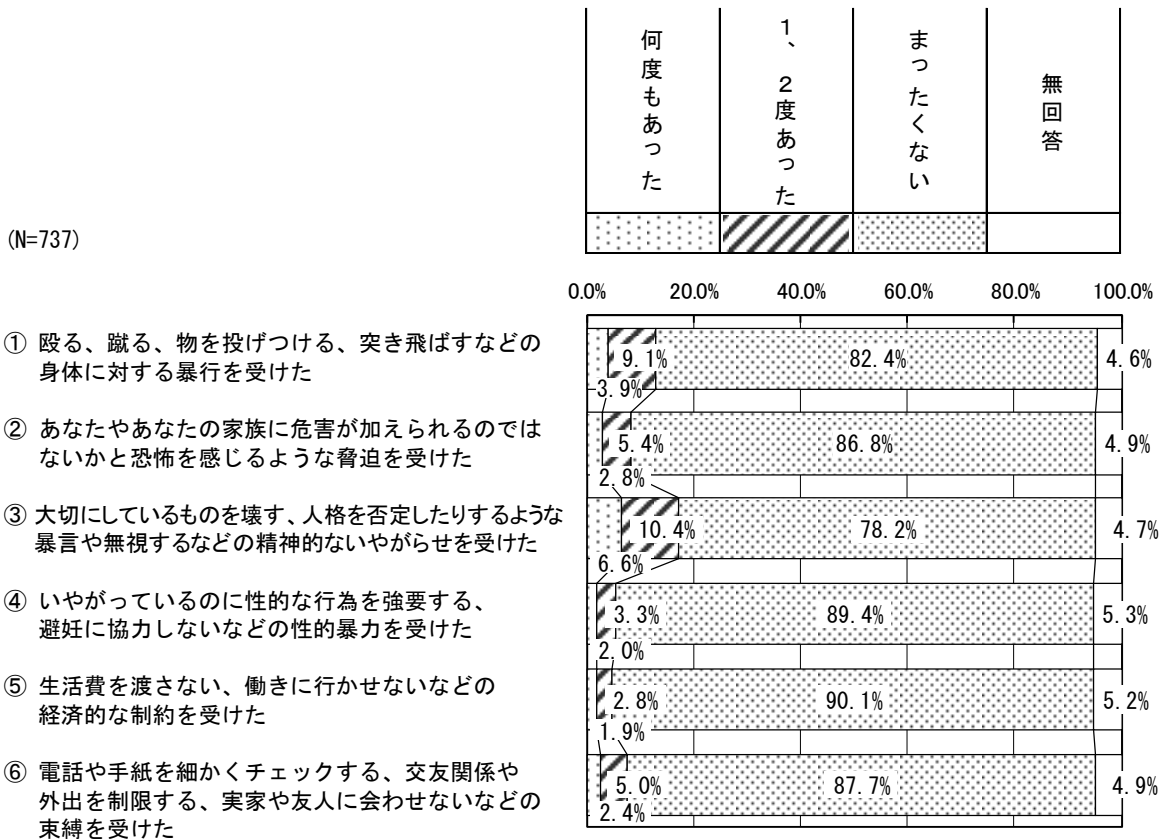


現状と課題

- 男性であるために大変だと感じる人がいる人は全体で4割以上あり、経済力が求められることや仕事を優先しないといけないことに大変さを感じる人が多くなっています。
- 男女共同参画は、男性の生き方の多様性を認め、固定的な性別役割分担意識にとらわれない自分らしいワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組も求められます。
- 固定的な性別役割分担による男性の大変さについても理解を深めるとともに、男性にも男女共同参画を「我が事」として意識してもらえるよう啓発していくことが大切です。

③ 配偶者・パートナーや交際相手からの暴力(DV)等

■図表21 DVを受けた経験



■図表22 DVを受けた経験（「何度もあった」＋「1、2度あった」）

	有効回答数	① 殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行を受けた	② あなたやあなたの家族に危害が加えられるような脅迫を受けた	③ 大切にしているものを壊す、人格を否定したりするような暴言や無視するなどの精神的いやがらせを受けた	④ いやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた	⑤ 生活費を渡さない、働きに行かせないなどの経済的な制約を受けた	⑥ 電話や手紙を細かくチェックする、交友関係や外出を制限する、実家や友人に会わせないなどの束縛を受けた	
全体	737	13.0%	8.3%	17.1%	5.3%	4.7%	7.5%	
前回	372	14.2%	6.1%	15.0%	6.4%	5.1%	4.6%	
女性	432	17.1%	10.9%	20.4%	8.1%	6.9%	10.4%	
男性	296	6.1%	4.1%	11.5%	1.4%	1.7%	2.7%	
女性	29歳以下	57	19.3%	8.8%	19.3%	8.8%	5.3%	10.5%
	30～39歳	80	16.3%	17.5%	28.8%	8.8%	10.0%	13.8%
	40～49歳	89	18.0%	12.4%	21.3%	7.9%	9.0%	10.1%
	50～59歳	77	18.2%	11.7%	20.8%	10.4%	7.8%	13.0%
	60～69歳	90	15.6%	6.7%	14.4%	5.6%	4.4%	8.9%
	70歳以上	39	15.4%	5.1%	15.4%	7.7%	2.6%	2.6%
男性	29歳以下	45	2.2%	0.0%	2.2%	4.4%	2.2%	8.9%
	30～39歳	38	10.5%	0.0%	13.2%	2.6%	2.6%	2.6%
	40～49歳	50	6.0%	6.0%	18.0%	0.0%	0.0%	2.0%
	50～59歳	45	4.4%	6.7%	13.3%	2.2%	4.4%	2.2%
	60～69歳	69	10.1%	8.7%	11.6%	0.0%	1.4%	1.4%
	70歳以上	47	2.1%	0.0%	10.6%	0.0%	0.0%	0.0%

■図表23 DVの被害を誰かにうち明けたり、相談した経験（複数回答）

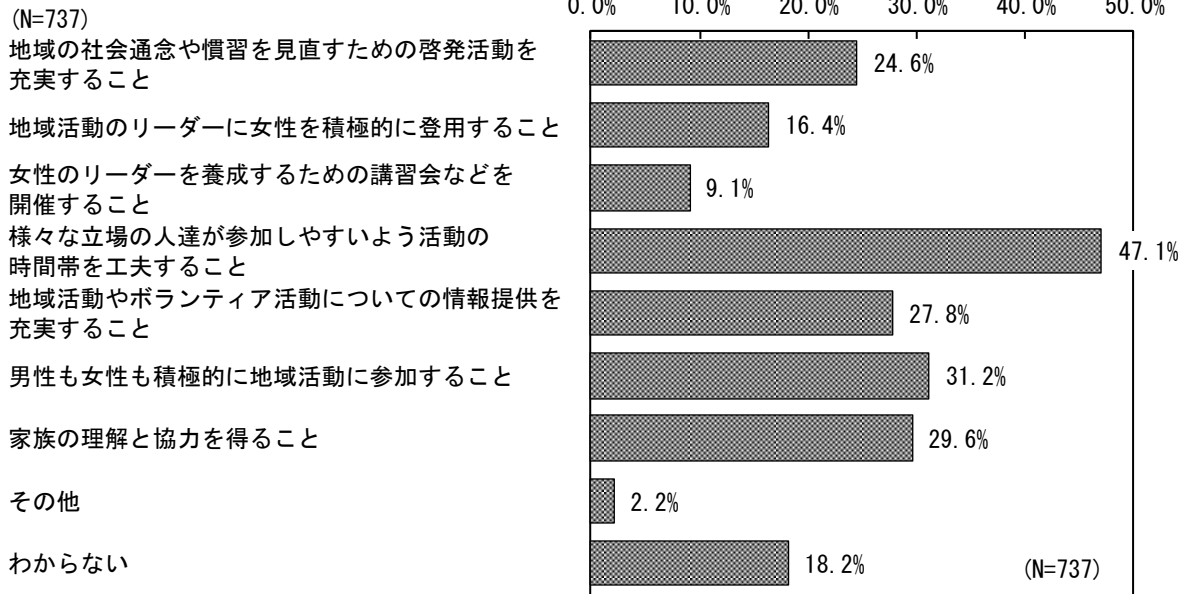
	有効 回答数	家族 や親戚	友人 ・知人	医療 関係者	警察	暴力 自立 相談 支援 セン ター 等	市（こ ども 福祉 課（母 子・父 子 配 偶者 ）） 等	弁 護 士 や 弁 護 士 会	人 権 擁 護 委 員 や 民 生 委 員	学 校 関 係 者	そ の 他	ど こ （だ れ） に も 相 談 し な か っ た
全体	172	41.9%	43.6%	2.9%	5.2%	2.9%	5.2%	0.6%	2.3%	1.2%	32.6%	
前回	85	34.1%	30.6%	2.4%	5.9%	1.2%	2.4%	2.4%	2.4%	0.0%	41.2%	
女性	118	44.1%	52.5%	4.2%	5.9%	4.2%	5.9%	0.8%	1.7%	1.7%	29.7%	
男性	50	38.0%	26.0%	0.0%	4.0%	0.0%	4.0%	0.0%	4.0%	0.0%	36.0%	
女性	29歳以下	13	53.8%	61.5%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	
	30～39歳	27	51.9%	63.0%	7.4%	14.8%	11.1%	14.8%	0.0%	3.7%	22.2%	
	40～49歳	27	33.3%	51.9%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	40.7%	
	50～59歳	23	47.8%	47.8%	4.3%	4.3%	4.3%	8.7%	4.3%	4.3%	26.1%	
	60～69歳	19	47.4%	52.6%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	31.6%	
70歳以上	9	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%		
男性	29歳以下	6	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	
	30～39歳	7	57.1%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	
	40～49歳	10	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	
	50～59歳	7	42.9%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	
	60～69歳	15	53.3%	20.0%	0.0%	6.7%	0.0%	13.3%	0.0%	6.7%	13.3%	
70歳以上	5	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%		

現状と課題

- 身体的暴力を受けた人の割合は前回調査から変化がみられず、女性は50歳代以下で2割近くが該当しています。一方、精神的ないやがらせを受けた人の割合は前回調査より微増し、30歳代～50歳代で2割以上となっており、30歳代では約3割を占めています。いずれのDVの形態でも前回調査から大きな変化がみられないことから、引き続き身近に起こり得る問題として意識を高められるよう啓発や相談窓口等の情報提供に取り組むことが大切です。
- DVの被害を受けたことがある人は男女ともに一定数いますが、男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人が女性より多くなっています。このことは、男性のDV被害が見えづらくなる一因になると考えられることから、男性被害者の存在に気付き早期に適切な支援を行えるよう、男性への啓発や男性が相談しやすい窓口の整備に取り組んでいく必要があります。

④ 地域活動への参加など

■ 図表24 地域での活動における男女共同参画の推進に必要なこと（複数回答）



■ 図表25 地域での活動における男女共同参画の推進に必要なこと（複数回答）

	有効回答数	地域での社会通念や慣習を見直すための啓発活動を充実すること	地域活動のリーダーに女性を積極的に登用すること	女性のリーダーを養成するための講習会などを開催すること	様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること	地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること	男性も女性も積極的に地域活動に参加すること	家族の理解と協力を得ること	その他	わからない	
全体	737	24.6%	16.4%	9.1%	47.1%	27.8%	31.2%	29.6%	2.2%	18.2%	
前回	372	25.0%	19.6%	9.7%	37.9%	29.8%	33.1%	31.7%	2.2%	14.8%	
女性	432	19.2%	11.6%	7.2%	45.1%	28.2%	23.8%	26.6%	2.3%	21.5%	
男性	296	31.8%	23.3%	11.8%	50.0%	27.0%	41.2%	33.1%	2.0%	13.2%	
女性	29歳以下	57	10.5%	8.8%	5.3%	36.8%	31.6%	17.5%	19.3%	3.5%	24.6%
	30～39歳	80	20.0%	11.3%	7.5%	43.8%	25.0%	27.5%	21.3%	5.0%	30.0%
	40～49歳	89	14.6%	9.0%	3.4%	43.8%	23.6%	23.6%	30.3%	2.2%	23.6%
	50～59歳	77	13.0%	11.7%	3.9%	44.2%	27.3%	20.8%	26.0%	2.6%	23.4%
	60～69歳	90	33.3%	17.8%	15.6%	56.7%	36.7%	24.4%	31.1%	0.0%	14.4%
	70歳以上	39	20.5%	7.7%	5.1%	38.5%	23.1%	30.8%	30.8%	0.0%	7.7%
男性	29歳以下	45	20.0%	13.3%	11.1%	46.7%	28.9%	31.1%	31.1%	0.0%	17.8%
	30～39歳	38	15.8%	18.4%	7.9%	52.6%	21.1%	36.8%	31.6%	2.6%	18.4%
	40～49歳	50	30.0%	22.0%	12.0%	52.0%	24.0%	44.0%	36.0%	2.0%	14.0%
	50～59歳	45	35.6%	26.7%	11.1%	57.8%	28.9%	53.3%	35.6%	2.2%	11.1%
	60～69歳	69	40.6%	29.0%	13.0%	50.7%	27.5%	44.9%	36.2%	2.9%	8.7%
	70歳以上	47	40.4%	25.5%	14.9%	38.3%	29.8%	31.9%	27.7%	2.1%	12.8%

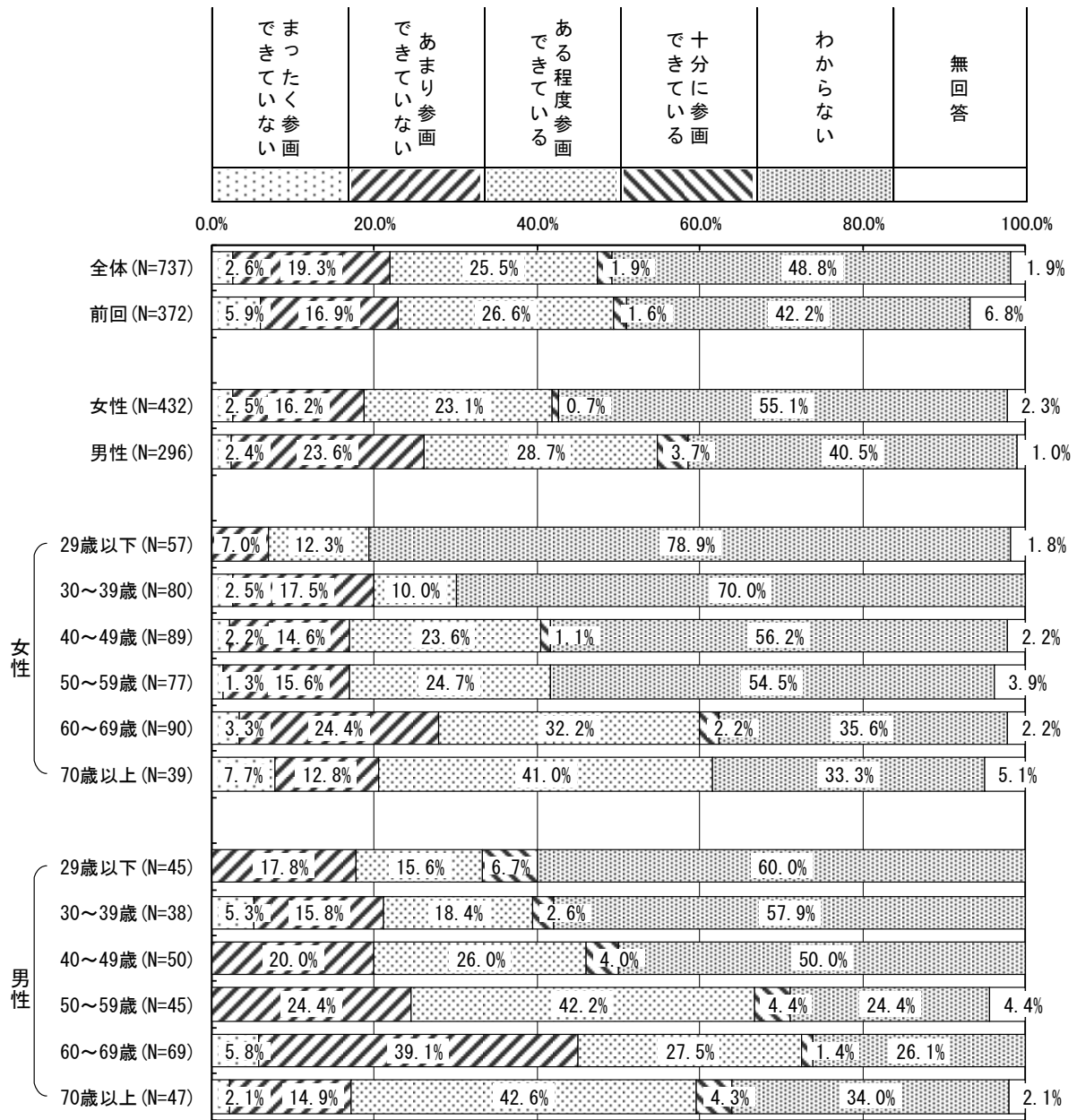
現状と課題

- 地域での活動における男女共同参画の推進に必要なこととして、「様々な立場の人たちが参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」が最も多くなっています。西脇市では、全体で見ると自営業を含め会社等に勤めている人が約7割となっており、仕事・家庭生活と地域活動を両立するためには、地域活動の日時等を柔軟にすることが求められます。
- 多様性のある地域共生社会を築いていくためには、仕事や子育て、介護、個人の生活等それぞれの優先度を尊重しながらも、一人ひとりが地域活動の意義を認識し、主体的に地域に参画し互いに支え合う意識を高めていくことが大切です。

⑤ 西脇市の男女共同参画の取組について

■ 図表26 西脇市における女性の参画の程度

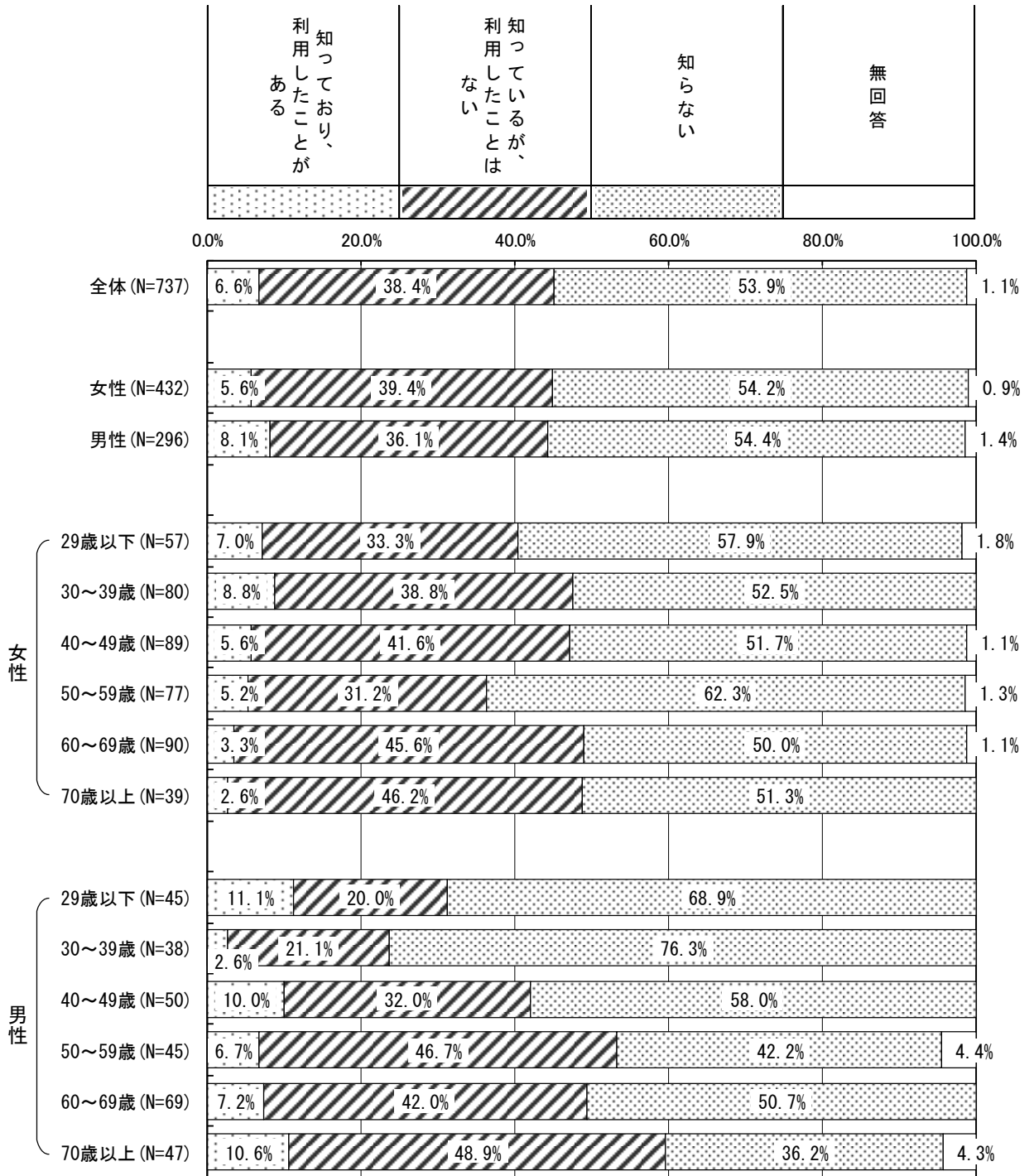
(自治会や市民活動、方針決定の場等への女性の参画)



現状と課題

- 西脇市における女性の参画の程度をみると、参画できていると回答する人が参画できていないと回答する人を上回っており、男女ともに年代が上がるにつれてそのように考える人が多くなっています。しかし、最も多いのは女性の参画の程度がわからないと回答する人であり、女性の参画状況が市民に十分情報共有されていない現状がうかがえます。
- 男女ともに年齢層が低いほど「わからない」と回答する人が多くなっており、世代に応じて周知の方法を工夫しながら市の男女共同参画の現状と本プランに基づく取組を周知し、市民と行政がともに男女共同参画を推進していけるよう喚起していく必要があります。

■図表27 西脇市男女共同参画センターの認知及び利用状況



現状と課題

- 男女共同参画センターを「知らない」と回答した人が全体の5割以上となっています。男女共同参画センターは本市の男女共同参画推進の拠点ですが、利用したことがある人は男女ともに1割に満たない状況です。
- 男女共同参画センターの役割や機能を周知し、市民が男女共同参画について学び活動できる拠点として親しんでもらえるよう充実を図っていく必要があります。

(3) 第2次プラン(改定版)の取組状況と課題

第2次プランでは、計画期間を平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までとし、男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標に基づき各種取組を実施しました。

基本目標 I 人権尊重と男女共同参画に向けた社会づくり

〈主な実施状況〉

- ・ 男女共同参画センターを拠点に、市民活動グループや関係機関等と連携し、セミナーや講演会等を開催するなど、男女共同参画の意識啓発を行いました。
- ・ 男女共同参画に向けた意識啓発資料の配架や図書の実充を図るとともに、セミナー開催時に図書館司書による関連図書の紹介パネルを設置するなど、図書館と連携した取組を実施しました。
- ・ 市民や教職員を対象に、LGBT*⁵等の性的マイノリティ*⁶(性的少数者)についての講演会や研修会を実施し、性の多様性*⁷への理解促進に努めました。
- ・ 子育て世代も参加しやすい一時保育付きの講座を実施し、家庭での男女共同参画教育を担う保護者に対し学習の機会を提供しました。

〈課題〉

- ・ 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破
- ・ 初等中等教育における男女共同参画の重要性についての指導の実充
- ・ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による差別・区別の解消
- ・ LGBT等の性的マイノリティ(性的少数者)の理解促進

*⁵ LGBT: Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、出生時に割り当てられた性別と自己認識が違う人)の頭文字をとった言葉。性的少数者(性的マイノリティ)を表す言葉の一つとして使われる。最近はこの中にはくれない性を含めてLGBTQ+という言葉もあります。

*⁶ 性的マイノリティ: 生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人たちのこと。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。

*⁷ 性の多様性: セクシュアリティ(性のあり方)は、大きく分けて4つの要素(「身体的な性」(性染色体・生殖腺、性器によって決まる性)、「性自認」(自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど)、「性的指向」(性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど)、「性表現」(言葉遣い・服装・振る舞い))の組み合わせによって形作られており、一人ひとりの性のあり方は多様であるということ。

〈数値目標の達成状況〉

目標項目／調査した年度	策定時 H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R 1 (2019) 年度	R 2 (2020) 年度	R 3 (2021) 年度 達成目標
市民向け男女共同参画セミナーの開催回数（当年度の実績）	(H27年度) 3回	(H28年度) 4回	(H29年度) 5回	(H30年度) 5回	(R 1年度) 3回	4回
固定的な性別役割分担意識を肯定する市民の割合	(H28年度) 23.4%	(H29年度) 23.1%	(H30年度) 27.0%	(R 1年度) — %	(R 2年度) 17.0%	0%

- ◆ 「固定的な性別役割分担意識を肯定する市民の割合」は減少していますが、いまだ男女において不平等感が存在するため、引き続き男女共同参画に向けた意識啓発が必要です。

基本目標 II エンパワーメントへの支援

〈主な実施状況〉

- ・ 子どもや高齢者、障害者等全ての人々が安心して暮らせるために、各種相談窓口の開設や情報提供を行いました。
- ・ 関係機関と連携し、市内企業合同面接会の実施や若者就労支援相談等を実施しました。
- ・ 再就職や転職を希望している女性への支援として、社会保険労務士による就労相談や社会保障セミナーを開催、また、起業にチャレンジしたい女性を対象に起業支援セミナーを開催するなど、エンパワーメント*8につなげる取組を展開しました。
- ・ 女性が抱える悩みや課題について、女性専用の悩み相談窓口を設け、問題解決に向けた支援を実施しました。

〈課題〉

- ・ 安心して子育て・介護ができる環境の確保
- ・ 男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備
- ・ 女性の多様な働き方の実現に向けた総合的な支援

*8 エンパワーメント：自分が本来持っている力を引き出し、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけること。自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女平等な社会の実現に重要であるとされている。

〈数値目標の達成状況〉

目標項目／調査した年度	策定時 H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度 達成目標
就労起業相談・起業セミナー参加延べ人数（当年度の実績）	(H27年度) 128人	(H28年度) 177人	(H29年度) 162人	(H30年度) 260人	(R1年度) 353人	300人

- ◆ 「就労起業相談・起業セミナー参加延べ人数」は増加しており、令和2（2020）年度時点で、達成目標（300人）を上回るなど、エンパワメントを高める機会を確保できていますが、再就職や転職などを希望する女性が自身の持つ能力を発揮できるよう、さらなる支援が必要です。

基本目標 Ⅲ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

〈主な実施状況〉

- ・ 家庭・学校・地域・職場等社会のあらゆる分野で男女共同参画を進めていくため、性別にとらわれないための意識改革に向けた啓発を行いました。
- ・ 男性の家庭生活への参画促進講座を開催するなど、固定的な性別役割分担意識の見直しに向けた取組を実施しました。
- ・ 近隣市町や関係機関と連携し、市民や事業所等に対して、働き方や時間管理術等をテーマとしたセミナーを開催し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進しました。

〈課題〉

- ・ 地域活動・団体等への女性参画拡大の意義の浸透
- ・ 地域活動への参画に意欲のある女性の育成・支援
- ・ 自治会、防災、防犯分野における女性の積極的な参画

〈数値目標の達成状況〉

目標項目／調査した年度	策定時 H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度 達成目標
仕事と子育ての両立に関する講座の参加人数（当年度の実績）	(H27年度) 0人	(H28年度) 7人	(H29年度) 15人	(H30年度) 49人	(R1年度) 91人	20人
父親を対象とした事業の参加延べ人数（当年度の実績）	(H27年度) 21人	(H28年度) 37人	(H29年度) 45人	(H30年度) 73人	(R1年度) 16人	50人
審議会等における女性委員の登用率	(H28.4.1現在) 27.2%	(H29.4.1現在) 25.7%	(H30.4.1現在) 27.2%	(H31.4.1現在) 28.6%	(R2.4.1現在) 28.9%	30%

- ◆ 仕事と子育ての両立についての講座や父親対象の事業についての参加者は増加していますが、現状での男性におけるワーク・ライフ・バランスは、仕事優先が多く、男性への意識啓発と家庭生活への参画促進が課題となっています。
- ◆ 「審議会等における女性委員の登用率」は少しずつ増加していますが、目標の30%には至っていません。

基本目標Ⅳ 市の率先した男女共同参画の推進

〈主な実施状況〉

- ・ 本市では、本市自らが男女共同参画のモデル職場となるよう、「男女共同参画西脇市率先行動計画」を策定し、女性の参画拡大に取り組んできました。
- ・ 女性職員の管理職登用については積極的に行い、中堅・若手職員の早い段階においてその職責を担っていくための意識付けやキャリア開発を図りました。
- ・ 審議会等委員における女性の登用率を本プランの数値目標(30%)として定め、女性の積極的な登用を促進しました。目標を達成していない担当課に対しては、未達成である理由書の提出を義務付けるなど、達成に向けた取組に努めました。

〈課題〉

- ・ 審議会等への女性委員登用推進
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 安心して子育て、介護ができる職場環境の実現

〈数値目標の達成状況〉

目標項目／調査した年度	策定時 H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度 達成目標
市役所職員に対する男女共同参画啓発研修(当年度の実績)	(H27年度) 1回	(H28年度) 1回	(H29年度) 1回	(H30年度) 1回	(R1年度) 1回	1回以上
市役所における職員の年次有給休暇の平均取得日数(当年度の実績)	(H27年度) 5.6日	(H28年度) 4.8日	(H29年度) 4.6日	(H30年度) 5.0日	(R1年度) 5.3日	10日
市役所における制度が利用可能な男性職員の(当年度の実績) ①配偶者出産休暇取得割合、 ②育児参加のための休暇の取得割合	(H27年度) ①20.0% ②10.0%	(H28年度) ①37.5% ②0%	(H29年度) ①50.0% ②0%	(H30年度) ①45.5% ②0%	(R1年度) ①52.9% ②6.0%	①80% ②30%
市役所における女性管理職の割合(市職員全体)	(H28.4.1現在) 24.6%	(H29.4.1現在) 24.8%	(H30.4.1現在) 25.0%	(H31.4.1現在) 25.5%	(R2.4.1現在) 27.5%	25%

- ◆ 「市役所における職員の年次有給休暇の平均取得日数」、「市役所における制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇取得割合及び育児参加のための休暇の取得割合」は目標達成に至っておらず、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進が課題となっています。
- ◆ 「市役所における女性管理職の割合（市職員全体）」は増加しており、令和2（2020）年度時点で、令和3（2021）年度の達成目標（25%）を上回りました。今後も、管理職への登用を推進するため、職員の意識改革や研修などの取組が必要です。

基本目標 V 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

〈主な実施状況〉

- ・ 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）の相談窓口について、広報紙での情報掲載や関係機関にチラシ等を配架するなど、周知を行ってきました。
- ・ 児童や生徒に対しては、デートDV^{*9}に関する理解を深めるため、学校への出張授業など学習機会を提供しながら啓発を行いました。
- ・ 市の各種窓口では、DV被害者への気付きと相談窓口や支援措置への連携により、早期発見や安全確保に向けた取組を行いました。

〈課題〉

- ・ DV相談窓口の周知
- ・ DV被害者の早期発見、安全確保
- ・ DV根絶に向けた啓発と学校教育の推進

〈数値目標の達成状況〉

目標項目／調査した年度	策定時 H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度 達成目標
デートDV防止啓発授業実施校数 (市内中学校、高校) (当年度の実績)	(H27年度) 3校	(H28年度) 3校	(H29年度) 3校 (4回)	(H30年度) 3校 (4回)	(R1年度) 2校 (3回)	7校

- ◆ 「デートDV防止啓発授業実施校数」(市内中学校、高校)は毎年度3校以下となっており、子どもたちがデートDVについて学ぶ機会の確保が課題となっています。

^{*9} デートDV:結婚前の交際相手からの暴力のこと。暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

第2章 プランの考え方



第2章 プランの考え方

1. 基本理念

一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会

本プランの基本理念を上記のとおり定めます。

この基本理念は、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が性別にとらわれず、また、性の多様性を理解しながら、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指すものです。

なお、この基本理念は、基本法において示された目指すべき男女共同参画社会像を踏まえて定めた「西脇市男女共同参画基本プラン」及び「第2次プラン」の基本理念を継承しています。

2. 基本目標

基本理念である「一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会」の実現を目指して、次の4つの基本目標を定めます。

(1) 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

人は皆、性別にかかわらず平等であり、個性と能力を発揮して自分らしく自由に生きる権利を持っています。

しかし、我が国では「男は仕事、女は家庭」など、固定的な性別役割分担意識によって、男女がそれぞれ活躍できる場や機会を制限されるなど、多くの場面において自分らしい選択を諦めざるを得ない社会状況にありました。

このような社会状況を解消するために種々の取組を実施し、意識改革を推進してきました。これにより男女共同参画の一定の進展が見られますが、固定的な性別役割分担意識は十分に払拭できておらず、課題は残されています。

令和12(2030)年までに達成すべき国際社会共通の目的であるSDGs*¹⁰の一つにも掲げられているジェンダー平等を達成し、男女共同参画社会を実現するためには、性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響を生じさせないように、男女双方の意識改革と理解促進を図る必要があります。

また、LGBT等の性的マイノリティ(性的少数者)に対する差別や偏見等が生じないように、性の多様性を認識し理解を深め、全ての人々の人権が尊重され、安全にそして安心して暮らせる社会となるよう、意識改革につながる啓発に取り組む必要があります。

家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野においても、性別によって差別しないという意識を醸成し、互いの人権を尊重し合うことによって、一人ひとりの尊厳が守られる社会を目指します。性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を発揮していく男女共同参画の意識を育むため、さらなる意識啓発に取り組めます。

(2) 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

男女が共に多様な生き方や働き方を柔軟に選択でき、活躍できる社会を実現するためには、性差に関する偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消していくとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方を切り開いていく必要があります。

男女が責任を分かち合い、一人ひとりの個性を尊重するとともに、その人が持つ能力を引き出し、高めていくことが重要です。

また、仕事と家庭・地域での活動等、調和のとれた生活を送るためには、男女が平等に役割を果たし、男女が共に働きやすい環境をつくることが重要となってきます。

しかし、家事・子育て・介護等の多くをいまだ女性が担っている現状を踏まえると、これらは男女が共に担うべき課題であると一人ひとりが認識し、性別にかかわらず誰もが家事・子育て・介護等に参画できる環境を整備していく必要があります。

*¹⁰ SDGs(持続可能な開発目標): Sustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年に国連が定めた17の目標のこと。「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できることを目指す普遍的な行動を呼び掛けている。

これには、男性中心の労働慣行のもとでの長時間労働の見直しや、テレワーク*¹¹等多様な働き方を選択できる職場環境の整備、男性の育児や介護など各分野への参画に向けた意識改革など、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現させるための支援策等を検討する必要があります。

あわせて、仕事と家庭生活の両立に向けては、子育てや介護等の負担軽減を図ることも課題です。

そのため、男女が共に働きやすい環境の整備、そして子育て支援や介護サービスなど、社会的支援体制の充実を図ります。

(3) 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

家庭・学校・地域・職場等、社会のあらゆる分野で男女共同参画を進めていくためには、性別にとらわれることなく誰もが参画しやすい環境を整えていく必要があります。

社会制度や慣行により、男女のどちらか一方が不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識や偏見、また過去の差別や経緯に起因して生じた男女の格差を解消していくためには、男性と女性それぞれに与える影響を考慮した政策や方針を推進する必要があります。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画していくことが重要です。

特に、政策・方針決定過程においては男女が共に参画し、多様な意見を聴取することが求められています。

しかし、現状では、指導的立場や政策・方針決定の場への女性の参画は低率に留まっています。

指導的立場や政策・方針決定の場への女性の参画拡大は、社会の多様性と活力を高め、実質的な機会の平等を確保するための重要な課題です。

審議会等において、女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定の場に女性の参画機会を確保するとともに、地域社会での防災・防犯の取組を進めるに当たっては、子育てや女性に配慮した取組が行えるよう、特に女性の積極的な参画を推進します。

*¹¹ テレワーク:ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

また、男女共同参画社会のモデル職場となるよう、市役所において女性の管理職への登用を積極的に推進します。

(4) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

DVは重大な人権侵害であり、個人の尊厳を著しく傷つけるもので、決して許されるものではありません。

DVは、被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など社会の構造的な問題があるといわれており、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

一方、DVは女性に対する暴力だけを指すものではなく、女性から男性に対する暴力も起こっています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず個人の人権を侵害し尊厳を傷つける犯罪行為であり、断じて認められるものではありません。

被害者の人権擁護と男女平等の実現を図るためには、誰もがあらゆる暴力を許さない意識を持ってDVの発生を予防するとともに、被害者をいち早く保護するための取組が必要です。

また、DVのある家庭に育つ子どもたちの保護と心身のケアも重要な課題となっています。

あらゆる暴力の根絶に向け、「第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」(第4章)を策定し、さらなるDV対策の充実を図ります。

3. 優先すべき取組

本プランの推進に当たっては、男女共同参画社会を形成していく上で、計画期間内に特に優先的に取り組むべき事項を次のとおり示します。

(1) 女性の審議会等への登用や意思決定過程への参画促進

指導的立場や政策・方針決定の場への女性の参画拡大は、社会の多様性と活力を高め、実質的な機会の平等を確保するための重要な課題です。男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画していくため、性別の偏りがなく、女性の参画を促進します。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力は、どのような場合であっても重大な人権侵害であり、断じて認められるものではありません。暴力を容認しない社会認識を徹底し、防止対策、被害者支援などあらゆる暴力の根絶に向けた幅広い取組を推進します。

(3) 家庭など生活の場における男性の参画促進

家事・子育て・介護等は、男女が共に担うべき課題であります。しかしながら、これらの多くを女性が担っている現状があります。男性の長時間労働の抑制や働き方改革を推進し、家事・子育て・介護等、生活の場への男性の参画促進を図ります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女とも仕事と家庭を同時に重視したいと希望する人は増えています。働くことを希望する全ての人が、仕事と家事・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、仕事と家庭をバランスよく両立できるよう、職場環境の整備に向けた取組を推進します。

4. 施策の体系

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進	1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施
		2 啓発図書等の充実及び啓発資料・広報等の発行・配布
		3 男女共同参画に関する施策や制度の情報提供及び周知
		4 市民意識調査の実施
2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	2 性の多様性に関する意識の醸成	5 LGBT等の性的マイノリティ(性的少数者)への理解促進
		3 男女共同参画センターの充実・強化
		6 男女共同参画センターの充実・強化
		7 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用
3 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	1 女性の健康支援	8 児童生徒への教育の推進
		9 教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	10 妊娠・出産期における健康支援
		11 女性の生涯にわたる健康についての支援
		12 暴力根絶への広報
		13 暴力根絶に向けた予防学習の取組
	3 ハラスメント防止対策の推進	14 犯罪が発生しにくい環境づくり
		15 ハラスメント防止対策の推進
4 自立への支援	16 ひとり親家庭の自立への支援	
	17 在住外国人の自立への支援	

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

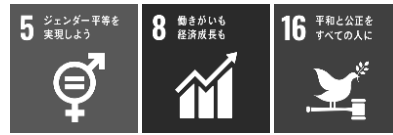
SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 女性の活躍機会の拡大(女性活躍推進計画関係)	1 女性の就労や起業の支援	18 就労に向けての相談やセミナー等の開催
		19 再チャレンジ支援
		20 起業に向けての支援
		21 就業継続に向けた人材育成
	2 能力発揮の推進と学習機会の拡大	22 能力発揮の推進と学習機会の拡大
	3 各種相談窓口の充実と連携	23 女性の総合相談窓口の整備・充実
24 各種相談窓口の充実と連携		
2 男性の家庭生活への参画促進	1 男性に対する意識啓発	25 男性に対する男女共同参画意識の向上のための啓発
	2 男性の働き方改革の推進	26 男性の働き方改革の推進
3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	27 ワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による推進
	2 企業・事業所等への啓発	28 企業・事業所等への各種情報提供 29 企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による啓発
4 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	30 子育て相談業務の実施
		31 子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布
		32 ファミリー・サポート・センター事業の実施
		33 多様な保育事業等の実施
		34 放課後児童クラブの充実
35 児童館など子どもの遊び場の充実		
5 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減	1 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減	36 障害のある人、高齢者等の介護についての相談業務の実施
		37 介護保険制度、高齢者福祉サービス及び介護予防事業に関する情報提供・利用の啓発
		38 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づくサービスに関する情報提供・利用の啓発

基本目標Ⅲ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大	1 審議会等への女性委員の登用	39 全ての審議会等への女性委員の登用
	2 事業所・各種団体等における女性の職域拡大と管理職への登用	40 事業所・各種団体等における女性管理職への登用促進 41 事業所・各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進
2 家庭における男女共同参画の促進	1 男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進	42 男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進
		43 育児休業・介護休業に関する情報提供
3 地域活動・団体等の活動における男女共同参画の推進	1 自治会等地域活動における男女共同参画の促進	44 自治会等への女性役員の選出に向けた取組
		45 男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援
	2 団体・グループの育成・支援	46 子育てグループへの支援
4 職場における男女共同参画の推進	1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	47 事業所等への研修会の実施
		48 就業継続可能な職場づくり
		49 事業所等への各種情報提供
	2 農業や自営業等の女性経営者の活動支援	50 農業分野における女性の活動支援 51 自営業等の女性経営者の活動支援
5 学校における男女共同参画の推進	1 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	52 管理職・学年主任等への女性の登用促進
		53 学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進
		54 男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用
6 防災・防犯における男女共同参画の推進	1 防災・防犯における男女共同参画の推進	55 防災分野における女性の積極的な参画推進
		56 防犯分野における女性の積極的な参画推進
7 市の率先した男女共同参画の推進	1 市の率先した男女共同参画の推進	57 庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等
		58 ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進
		59 全ての審議会等への女性委員の登用 (No.39再掲)

基本目標Ⅳ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

SDGsゴール目標



基本方針	施策の基本的方向	具体的施策
1 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進(再掲)	60 暴力根絶への広報(No.12再掲)
		61 暴力根絶に向けた予防学習の取組(No.13再掲)
	2 DV根絶に向けた啓発・教育	62 DV防止の理解を深めるための啓発と教育
		63 デートDVに関する啓発
		64 DVに関する市民の意識・実態調査の実施
65 DVに関する資料の収集と提供		
2 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実	1 DV被害の早期発見の仕組みづくり	66 市の各種窓口におけるDV被害の気付きと相談支援窓口への連携
	2 DV被害者の相談体制の充実	67 関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり
		68 DV相談窓口の周知
		69 相談支援体制の充実
		70 関係する相談機関との連携の強化
71 相談窓口職員及び関係職員の資質の向上		
3 DV被害者への支援体制の整備	1 DV被害者の安全確保	72 DV被害者の安全確保
	2 DV被害者の自立支援の推進	73 被害者の自立に向けた情報提供と相談支援
		74 DV被害者のこころのケア
		75 子どもの保護のための体制整備
		76 DV被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援
77 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討		

第3章 基本計画

第4章 第2次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

第3章 基本計画



基本目標 I

人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

基本方針 1

人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進



- ・ 性別にとらわれず、互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うため、男女平等意識を育む啓発や学習の充実を図ります。
- ・ 男女共同参画センターを中心として、男女共同参画に関する施策の実施、制度の広報や啓発、情報提供を行います。
- ・ 地域や事業所等、多様な主体との連携・協力による意識啓発に取り組みます。
- ・ 性の多様性（性的指向や性自認など）の尊重についての啓発を推進します。

施策の基本的方向 I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

具体的施策	内容	所管課
1 人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施	関係機関と連携しながら講師選定・研修方法の検討を行い、参加しやすい内容の講座・講演会・学習会等を実施します。また、自宅等でも参加可能なオンラインセミナーを実施します。	男女共同参画センター まちづくり課人権室 人権教育課
2 啓発図書等の充実及び啓発資料・広報等の発行・配布	人権・男女共同参画に関する図書や啓発DVD等の充実を図ります。また、隣保館広報、人権啓発資料等の発行など、幅広い情報提供を行います。	図書館 男女共同参画センター まちづくり課人権室 人権教育課
3 男女共同参画に関する施策や制度の情報提供及び周知	男女共同参画や女性活躍推進に係る施策や制度、取組など広報等を通じて広く情報発信します。	男女共同参画センター
4 市民意識調査の実施	定期的に市民へのアンケート調査などを行い、現状把握とその結果を検証し、施策に反映します。	男女共同参画センター

施策の基本的方向 2 性の多様性に関する意識の醸成

具体的施策		内容	所管課
5	LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）への理解促進	関係機関と連携し、性の多様性を認識し、LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）に関する理解を深める学習機会の提供に努めます。	男女共同参画センター 人権教育課

施策の基本的方向 3 男女共同参画センターの充実・強化

具体的施策		内容	所管課
6	男女共同参画センターの充実・強化	男女共同参画の推進に向けた多様な講座の開催、相談業務等の事業の充実により、拠点施設である男女共同参画センターの機能の強化を図ります。	男女共同参画センター

施策の基本的方向 4 男女共同参画の視点に立った表現の促進

具体的施策		内容	所管課
7	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用	情報発信時において、男女共同参画の視点が意識され、本来の目的が適切に伝わる内容となっているかなど、望ましい表現にするため、ガイドラインの活用を促進します。	男女共同参画センター



多様な性について「自分ごと」として考えてみましょう

性のあり方には、大きく分けて「からだの性」、「こころの性」、「好きになる性」、「表現する性」の4つがあります。これらが多様に組み合わせられて、一人ひとりの性が形づくられています。しかし、現代社会では性別を「女性」か「男性」かに区別される場面が多く、「からだの性」や「こころの性」が一致しない人や同性を好きになる人、同性も異性もどちらも好きになる人等を少数者とみなし、性的マイノリティ(性的少数者やセクシュアルマイノリティともいう)と呼んでいます^{*}。性的マイノリティを表す言葉の一つとして「LGBT」が用いられていますが、性的マイノリティの性のあり方の全てを表すものではなく、「好きになる性」がどの性別にも向かない人や、自分の性別を決められない・わからない人など、LGBT以外にも様々な性のあり方があります。

^{*} マイノリティとは、「少数、少数派」の意味です。

一方、性的マイノリティの人たちを「ホモ」「オカマ」「どこかおかしいのでは」「気持ち悪い」など噂話をしたり関わりを避けたりする差別や偏見が、性的マイノリティの精神的苦痛や社会生活上の困難等の様々な問題につながっています。しかし、私たちは誰もが等しく人権を保障されており、性のあり方によって差別や偏見を受けたり日常生活に制限を受けたりすることがあってはなりません。

“自分の周りに性的マイノリティはいない。自分には無関係だ。”と感じる人もいるかもしれませんが。しかし、性的マイノリティが身近に「いない」のではなく、その存在に「気づいていないだけ」なのかもしれません。自分の性のあり方に違和感や悩み、葛藤があっても、周囲の無理解や差別、偏見を恐れて、家族や友人、知人にも伝えることができない人も多く、そのことが性的マイノリティの存在に気づきにくい一因と考えられます。

性のあり方に決まった形はなく、一人ひとり異なるグラデーションを持っています。そのため、多様な性のあり方について誰もが「自分ごと」として考えていくことが大切です。一人ひとりの性のあり方が尊重され、「自分らしく」生きられる社会の実現に向けて、性に対する固定的な意識や社会のあり方を見直す必要があります。多様な性を知り、習慣・常識を変え、理解者を増やしていくことが求められています。

からだの性(身体の性)	身体的な特徴や性染色体など生物学的な性別
こころの性(性自認)	自分自身が認識している性別
好きになる性(性的指向)	恋愛感情などがどの性別に向いているか
表現する性(性別表現)	言葉や振る舞い、服装などで表現される性別

L
Lesbian
(レズビアン)
こころの性は女性
好きになる性も女性

G
Gay
(ゲイ)
こころの性は男性
好きになる性も男性

B
Bisexual
(バイセクシュアル)
好きになる性が女性
にも男性にも向いている

T
Transgender
(トランスジェンダー)
「からだの性」と「こころの性」が一致しないために
「からだの性」に違和感を持つ人

好きになる性(性的指向)
Sexual Orientation

こころの性(性自認)
Gender Identity

(資料:公益財団法人人権教育啓発推進センター「多様な性について考えよう!」、兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会「LGBT等性的少数者の人権 人権文化あふれる温かい共生社会をめざして」)

基本方針 2

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進



- ・ 人格形成期に当たる子どもたちに、学校において性別にとらわれない男女平等の教育を実施します。
- ・ 進路選択等の機会に、子どもたちが性別に対する思い込みや固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様で柔軟な選択を行い、自分らしい生き方を実現していけるよう、教育・能力開発・学習機会の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちの男女平等意識に大きな影響を与える教職員及び保護者に対する啓発を進めます。

施策の基本的方向 | 学校における男女共同参画の推進

具体的施策		内容	所管課
8	児童生徒への教育の推進	人権教育を通して児童生徒の男女平等観や多様な性への認識の育成に努めます。また、性別にとらわれない進路指導及び職業意識の醸成を図ります。	人権教育課 学校教育課 男女共同参画センター
9	教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画意識の向上と性の多様性の理解促進に向けた研修・啓発の充実に努めます。	人権教育課 学校教育課 男女共同参画センター

基本方針 3

誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり



- ・ 妊娠・出産期における不安や悩み、また女性の健康問題に対して、相談の機会を提供します。
- ・ 性感染症予防や望まない妊娠を防ぐための正しい知識の普及啓発を図ります。
- ・ あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を許さない意識や防犯意識を高めます。
- ・ 誰もが人権を尊重され、地域で安全に安心して生活できるよう、相談体制を充実させ、情報提供など支援を行います。

施策の基本的方向 | 女性の健康支援

具体的施策	内容	所管課
10 妊娠・出産期における健康支援	妊産婦の心身の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスを、助産師や保健師等が実施します。	健康課
11 女性の生涯にわたる健康についての支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ* ¹² の視点を持ち、女性のライフステージ* ¹³ における心身の健康問題について、相談できる機会を提供します。 性感染症の予防や望まない妊娠を防ぐため、性に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康課 学校教育課

*¹² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する女性の健康／権利」のこと。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方である。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置付ける理念のこと。

*¹³ ライフステージ：人の一生における、加齢に伴う諸段階を表す言葉。それぞれの段階によって生活習慣や健康状態が異なる。



施策の基本的方向 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的施策	内容	所管課
12 暴力根絶への広報	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター こども福祉課 人権教育課 学校教育課
13 暴力根絶に向けた予防学習の取組	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDVや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたDV防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター 学校教育課
14 犯罪が発生しにくい環境づくり	犯罪が発生しにくいまちづくりに向け、地域における防犯組織・団体や見守り隊（ハーティネス・メンバー）の活動支援を行います。	防災安全課 青少年センター



施策の基本的方向 3 ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	内容	所管課
15 ハラスメント防止対策の推進	職場や地域等でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するとともに、関係機関と連携し、研修会・講習会の開催に努めます。	男女共同参画センター 人権教育課 商工観光課 学校教育課 総務課



施策の基本的方向 4 自立への支援

具体的施策	内容	所管課
16 ひとり親家庭の自立への支援	ひとり親家庭が抱える問題解決のため、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を充実します。	こども福祉課
17 在住外国人の自立への支援	性別による生きづらさを感じている在住外国人が、地域の一員として安心して生活できるよう、必要な情報提供や支援等を行います。	関係各課

基本目標 II

女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

基本方針 1

女性の活躍機会の拡大（女性活躍推進計画関係）



- ・ 女性の就労、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、情報提供や学習機会の充実に取り組みます。
- ・ 女性の総合相談窓口を整備し、充実に図ります。
- ・ 女性が持っている力を引き出し、社会のあらゆる分野でその能力を発揮できるよう、関係機関と連携をとりながら、支援します。

施策の基本的方向 I 女性の就労や起業の支援

具体的施策	内容	所管課
18 就労に向けての相談やセミナー等の開催	女性の就労を支援するための相談窓口の充実やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター
19 再チャレンジ支援	出産や育児、介護などで就労を中断し、再び就職や起業などにチャレンジしたいと考えている人へ、ハローワークや関係機関と連携し、再チャレンジに関する情報提供を行います。 社会保険労務士による女性のための就労相談を実施します。	男女共同参画センター 商工観光課
20 起業に向けての支援	起業に関するセミナーや相談、イベントなど、関係機関等と連携し、起業に向けての支援の充実に図ります。	男女共同参画センター 商工観光課
21 就業継続に向けた人材育成	仕事又は家庭（子育てや介護等）の二者択一ではなく、働き続ける意思をもつ人材の育成を図ります。	男女共同参画センター 商工観光課

施策の基本的方向 2 能力発揮の推進と学習機会の拡大

具体的施策		内容	所管課
22	能力発揮の推進と学習機会の拡大	<p>職場や家庭・地域などあらゆる場面において、女性が持つ能力や個性を十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進します。</p> <p>各種分野で活躍できる人材を育成するため、女性セミナー等、学習機会を拡大します。</p>	男女共同参画センター 関係各課

施策の基本的方向 3 各種相談窓口の充実と連携

具体的施策		内容	所管課
23	女性の総合相談窓口の整備・充実	女性の様々な悩みについて相談できる窓口の整備・充実を図ります。	男女共同参画センター
24	各種相談窓口の充実と連携	自立支援が必要な方への相談対応とエンパワーメントにつなげていくため、各種相談窓口の充実と連携を図り、効率的な支援体制を構築します。	関係各課

基本方針 2



男性の家庭生活への参画促進

- ・ 家事・子育て・介護等に男性も積極的に参画できるよう、男女共同参画センターの事業等を通して、啓発に取り組めます。
- ・ 男性の家庭生活への参画を促進するため、長時間労働の抑制など働き方改革の推進に努めます。

施策の基本的方向 1 男性に対する意識啓発

具体的施策		内容	所管課
25	男性に対する男女共同参画意識の向上のための啓発	男性の家事・子育て・介護等への参画を推進するための講座の実施や交流の場の提供に努めます。また、啓発資料等により、男女共同参画の意識向上を図ります。	男女共同参画センター 人権教育課

施策の基本的方向 2 男性の働き方改革の推進

具体的施策		内容	所管課
26	男性の働き方改革の推進	長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得促進など、男性の働き方改革を推進するため、関係機関と連携し、意識啓発を図ります。	男女共同参画センター 商工観光課

基本方針 3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



- 男女が共に家事や子育て・育児等の家庭生活における責任を分かち合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。

施策の基本的方向 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	内容	所管課	
27	ワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による推進	市民に対し、ワーク・ライフ・バランスや男性中心型労働慣行の見直しの推進に向けた冊子の発行やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター 商工観光課

施策の基本的方向 2 企業・事業所等への啓発

具体的施策	内容	所管課	
28	企業・事業所等への各種情報提供	育児休業や介護休業、時差出勤 ^{*14} 制度など、多様で柔軟な働き方について、企業・事業主等への情報提供に努めます。 短時間労働制や在宅勤務 ^{*15} など、就労を支援する制度について、情報提供に努めます。	商工観光課
29	企業・事業所等へのワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等による啓発	子育てや介護等と仕事の両立がでるよう、ワーク・ライフ・バランスについて、セミナー等により啓発を行います。	男女共同参画センター 商工観光課 人権教育課

*14 時差出勤：業務の始業時間や終業時間を基準の時刻から早めたり遅らせたりすることを容認する制度

*15 在宅勤務：自宅を就業場所とする勤務形態。テレワークの一形態である。

基本方針 4

子育て支援の充実



- ・ 誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応する子育て支援の充実を図ります。
- ・ 子育ての負担感や不安等を解消するための情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ・ 地域全体で子育てを支える意識づくりや環境づくりを推進します。
- ・ 子育てに関する情報提供の充実や、保護者や子ども同士の居場所の提供等を行います。

施策の基本的方向 | 子育て支援の充実

具体的施策		内容	所管課
30	子育て相談業務の実施	民生委員・児童委員や主任児童委員と連携し、家庭児童相談や乳児相談等の充実を図ります。	こども福祉課 健康課 こどもプラザ
31	子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布	食育や心身の健康について学ぶ子育て教室を実施します。 子育てボランティアの紹介や小児医療情報など子育て情報誌を発行し、様々な情報提供を行います。	こどもプラザ こども福祉課 健康課
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	一時的に子育ての支援を受けたい方を対象に子育て支援サービスを実施します。	こども福祉課
33	多様な保育事業等の実施	保護者の就労などに対応した乳幼児や障害のある子どもの一時預かり保育・休日保育や病児保育等の充実を図ります。	幼保連携課 社会福祉課
34	放課後児童クラブの充実	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びの場を確保する、放課後児童クラブ* ¹⁶ の充実を図ります。	学校教育課
35	児童館など子どもの遊び場の充実	自主性、社会性、生活技術を育む児童館や異年齢児や親子が安心して過ごせる遊び場の充実を図ります。	こどもプラザ

*¹⁶ 放課後児童クラブ：保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行う施設

基本方針 5

障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減



- ・ 介護する家族の不安や悩み等を解消するための情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ・ 家族の介護を続けられるよう、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業など、介護の支援を充実します。

施策の基本的方向 | 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減

具体的施策	内容	所管課
36 障害のある人、高齢者等の介護についての相談業務の実施	<p>民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等関係機関と連携し、介護相談や認知症に関する相談等の充実を図ります。</p> <p>地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。</p>	社会福祉課 長寿福祉課
37 介護保険制度、高齢者福祉サービス及び介護予防事業に関する情報提供・利用の啓発	<p>介護保険サービスや介護保険以外の高齢者福祉サービスに関する情報提供を行い、適切なサービス利用により、介護負担の軽減を図ります。</p> <p>要支援・要介護状態になるおそれの高い対象者を早期に把握し、介護予防の取組を支援します。地域での介護予防活動を支援し、介護予防に関する情報提供を行います。</p>	長寿福祉課 健康課
38 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づくサービスに関する情報提供・利用の啓発	<p>障害福祉サービスや障害のある子どもを対象としたサービス、その他事業に関する情報提供を行い、適切なサービス利用を促進することで介護負担の軽減を図ります。</p>	社会福祉課

基本目標 Ⅲ

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方針 1

政策・方針決定過程における女性の参画の拡大



- ・ 団体推薦による委員について、女性の推薦を要請し、審議会等委員における女性委員の比率を高めます。
- ・ あらゆる場面における女性の政策・方針決定過程への参画を進めるため、事業所や各種団体等への働き掛けや啓発を行います。

施策の基本的方向 Ⅰ 審議会等への女性委員の登用

具体的施策	内容	所管課
39 全ての審議会等への女性委員の登用	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40%以上60%未満を目指します。	男女共同参画センター 関係各課



施策の基本的方向 2 事業所・各種団体等における女性の職域拡大と管理職への登用

具体的施策		内容	所管課
40	事業所・各種団体等における女性管理職への登用促進	女性の意見が反映されるよう、管理職への女性の登用や性別にこだわらない人員配置、また採用等に向けた取組について関係機関と連携し、事業所・各種団体等に働き掛けます。	男女共同参画センター 商工観光課
41	事業所・各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進	関係機関と連携し、事業所に対して講座や研修などを通じて、方針決定の場への女性の参画などの啓発や先進事例の紹介を行い、事業所でのポジティブ・アクション ^{*17} の促進を図ります。	男女共同参画センター 商工観光課 関係各課

^{*17} ポジティブ・アクション:社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

基本方針 2

家庭における男女共同参画の促進



- ・ 家庭生活において、家事や子育て、介護等、男女が協力し共に責任を果たし、男女共同参画が実現するよう、啓発や情報提供、学習機会の提供に取り組みます。

施策の基本的方向 | 男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進

具体的施策		内容	所管課
42	男女が共に担う家事・子育て・介護等の促進	家事・子育て・介護等、男女が協力し共に責任を果たせるよう、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター 関係各課
43	育児休業・介護休業に関する情報提供	男女の育児・介護休業等の取得に向け、事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課

基本方針 3

地域活動・団体等の活動における男女共同参画の推進



- ・ 地域活動やボランティア活動に男女が共に積極的に参画できるよう、人材の育成・支援に取り組みます。
- ・ 自治会や各種団体等への女性役員選出に向け、女性の参画を拡大することの意義の浸透を図るとともに、選出への啓発を実施します。

施策の基本的方向 1 自治会等地域活動における男女共同参画の促進

具体的施策		内容	所管課
44	自治会等への女性役員の選出に向けた取組	自治会等への女性役員の選出に向け、区長会や地域活動組織等へ働き掛けます。	男女共同参画センター まちづくり課

施策の基本的方向 2 団体・グループの育成・支援

具体的施策		内容	所管課
45	男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援	男女共同参画の推進等に取り組む活動団体の育成を進めるとともに、情報提供や団体間の交流促進・ネットワーク化を図り、その活動を支援します。	男女共同参画センター 関係各課
46	子育てグループへの支援	子育て中の保護者の情報交換や、悩み相談のための自助グループへの支援を行います。	こどもプラザ

基本方針 4



職場における男女共同参画の推進

- ・ 企業や雇用主に対し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）や労働基準法、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）^{*18}、育児・介護休業法等を周知するとともに、男女が共に働きやすい職場づくりに取り組むよう、啓発を行います。
- ・ 男女が共に安心して働き続けることができる就業継続可能な職場づくりの取組について、啓発を行います。

施策の基本的方向 1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

具体的施策		内容	所管課
47	事業所等への研修会の実施	関係機関との連携を図り、研修会等を実施します。	商工観光課
48	就業継続可能な職場づくり	女性も男性も働きたい人全てが、仕事と家庭（子育て・介護等）との二者択一を迫られることなく、働き続けることができるよう、就業継続可能な職場づくりの取組について、啓発します。	商工観光課
49	事業所等への各種情報提供	男女平等の視点に立った雇用環境の整備を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等について事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課 人権教育課

施策の基本的方向 2 農業や自営業等の女性経営者の活動支援

具体的施策		内容	所管課
50	農業分野における女性の活動支援	農業分野における女性の起業支援、農業委員会委員への女性の登用を促進します。	農林振興課
51	自営業等の女性経営者の活動支援	自営業等の女性経営者の活動支援やネットワークづくりなど、女性活躍の促進に取り組みます。	商工観光課 男女共同参画センター

^{*18} パートタイム・有期雇用労働法：企業規模にかかわらず、同一企業内における正社員と非正規社員間の不合理な待遇差を禁止する法律。また、非正規社員は事業主に「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、説明を求めることができる法律

基本方針 5

学校における男女共同参画の推進



- ・ 学校現場での男女共同参画を促進し、女性教職員の管理職登用及び児童会や生徒会における男女の偏りのない役員登用を促進します。

施策の基本的方向 | 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進

具体的施策		内容	所管課
52	管理職・学年主任等への女性の登用促進	学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、女性の教職員の管理職・学年主任等への登用を促進します。	学校教育課
53	学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進	小・中学校の方針決定の場における男女共同参画を推進します。	学校教育課
54	男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用	性別による役員の割当てをせず、男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用に取り組みます。	学校教育課

基本方針 6

防災・防犯における男女共同参画の推進



- ・ 避難場所等において、男女共同参画の視点からの担うべき役割や取組が行えるよう、防災・防犯活動に参画する女性の人材育成に取り組みます。

施策の基本的方向 | 防災・防犯における男女共同参画の推進

具体的施策		内容	所管課
55	防災分野における女性の積極的な参画推進	自主防災組織などにおいて女性の積極的な参画を働き掛けます。 避難場所、災害ボランティア活動の場等において、女性や障害のある人、子育て世代に配慮した運営等、男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。 防災会議委員への女性の登用を推進します。	防災安全課
56	防犯分野における女性の積極的な参画推進	犯罪や事故が発生しにくいまちづくりに向け、補導委員や見守り隊（ハーティネス・メンバー）への女性の参画拡大を図ります。	青少年センター

基本方針 7

市の率先した男女共同参画の推進



- ・ 市自らが男女共同参画のモデル職場となるよう、女性職員の管理職登用等への促進に取り組みます。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職員の意識向上、休暇・休業等制度の周知の徹底を図ります。
- ・ 審議会等委員における女性委員の比率を高めるとともに、団体推薦による審議会等委員についても、女性委員の推薦について協力を要請します。

施策の基本的方向 | 市の率先した男女共同参画の推進

具体的施策		内容	所管課
57	庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう、管理職への女性職員の登用や性別にこだわらない人員配置、採用等を行います。	総務課
58	ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進	職員の育児・介護休業等の取得促進に努めます。 ノー残業デーを設け、所属長自らが退庁を促すなど、管理監督職が率先して時間外勤務削減を図ります。 子育てに関する制度等を周知し、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めます。	総務課
59	全ての審議会等への女性委員の登用 (No.39再掲)	審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がない審議会等の解消に努めます。 委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40%以上60%未満を目指します。	男女共同参画センター 関係各課

基本目標 IV

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

第4章 第2次西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

1. 策定の趣旨

DVとは、配偶者やパートナーからの暴力のことであり、交際相手との間で起こる暴力はデートDVと呼ばれ、大学生や高校生など若年層にも生じています。

DVは、身体的にケガを負わせるような暴力だけでなく、精神的・経済的・性的・社会的な圧迫なども含まれ、パターンは様々ですが、これらの暴力によって、パートナーを自分の思いどおりにしようとする支配行動がDVです。

被害者はケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（post-traumatic stress disorder: 心的外傷後ストレス障害）^{*19}に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

また、暴力の目撃は、子どもにも大きな影響を与えてしまい、様々な心身の症状として表れることがあります。例えば、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

DVは、その家庭に育つ子どもの心身にも影響を与え、その後の成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待となる行為であるという認識を持つ必要があります。

市民意識調査ではDVを受けた経験がある人は男女ともに存在し、「殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行を受けた」という人は女性が17.1%、男性が6.1%となっています。

^{*19} PTSD (post-traumatic stress disorder: 心的外傷後ストレス障害) : 死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態

被害者の多くは女性ですが、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず個人の人権を侵害し尊厳を傷つける犯罪行為であり、決して許されるものではありません。

また、男女平等と男女共同参画社会の実現の妨げとなる行為であり、市全体であらゆる暴力を決して許さない意識を高めていく必要があります。

平成26(2014)年にはDV防止法が改正され、法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

また、DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、配偶者暴力相談支援センター*²⁰と児童館相談所等、関係機関が連携・協力し、子どもの生命の安全を守るための取組も必要となっています。

このような背景から、本市ではDV被害者の早期発見と子どもを含むDV被害者支援のため相談支援体制のさらなる強化を図るとともに、DV防止のための若年層への教育・啓発の強化を目的として「第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

「第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。

3. 計画の期間

本計画は、「第3次西脇市男女共同参画基本プラン」と同様、令和8(2026)年度を目標年度とする5年の計画期間とします。ただし、目標年度の期間中においても、社会情勢の変化や国・県の動向に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

*²⁰ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設。各都道府県の婦人相談所などの施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしており、また、市町村が設置することもある。

4. 国・県の動向

DV対策は、平成13(2001)年にDV防止法が制定され、平成16(2004)年の改正を踏まえて策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に基づいて、順次都道府県において基本計画が策定されてきました。

また、平成19(2007)年のDV防止法改正において、保護命令制度^{*21}が拡充されるとともに、市町村には基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの機能整備を努力義務とすることを位置付けました。

さらに、平成26(2014)年にDV防止法が、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象とする内容へと改正され、暴力の定義や保護の対象が拡大しました。

このように、配偶者等からの暴力が犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DV防止法の改正を経て、被害者の保護と自立支援体制の整備が図られてきました。

しかし、警察や配偶者暴力相談支援センターへのDV相談は増加の傾向となっています。近年は、交際相手からの暴力等による被害を受ける者の低年齢化や、インターネットを利用して子どもが性犯罪・性暴力の被害者となることも懸念されています。

このような状況の中、平成26(2014)年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)^{*22}」が施行されました。

平成29(2017)年に改正法が全面施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)^{*23}」では、規制対象行為の拡大や、警告を経ずに禁止命令が行えること、ストーカー行為罪の非親告罪化(被害者からの告訴がなくても起訴ができるこ

^{*21} 保護命令制度:配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型が存在する。

^{*22} 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法):被写体を特定することができる方法で、「私事性的画像記録」(1)性交又は性交類似行為に係る人の姿態、(2)他人が人の性器等を触る行為等、(3)衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出、強調されているもの等のいずれかを撮影した画像に係る電子情報)を不特定又は多数の人が認識できるような状態にした場合、懲役又は罰金を処すことのできる法律

^{*23} ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法):ある特定の人に対する恋愛感情を持っており、又はその思いが通じず恨むようになって、つきまとい行為を繰り返し行うことを「ストーカー行為」といい、ストーカー規制法は、ストーカーから被害者を守るために制定された法律のこと。

と)等、被害者への危害を防止し、安全・安心の確保に努めることに重点が置かれるようになりました。

平成29(2017)年には刑法も改正され、強姦罪の名称を強制性交等罪に変更、被害者の性別規定の廃止、親告罪規定の削除等性犯罪の厳罰化が行われています。

さらに、令和元(2019)年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の制定により、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることが定められました。

兵庫県は平成18(2006)年に「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、平成21(2009)年に改定しています。計画は平成26(2014)年に「DV防止・被害者保護計画」と名称を改め、平成31(2019)年4月には第4期計画が策定され、県内の市町や民間支援団体とも連携しながら計画が推進されています。

5. 策定の基本視点

本市では、平成24(2012)年3月に「西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」(平成29(2017)年3月改定)を策定し、DV被害の早期発見とDV被害者支援等、様々な施策を総合的に推進してきました。

これまでの計画の体系や施策を継承するとともに、若年層に対するデートDV防止の啓発やDVが発生している家庭の子どもの安全確保の視点を踏まえ、内容の充実、拡充等を行います。

(1) DVを根絶するための市民への啓発の推進

DVは、誰もが加害者にも被害者にもなりうる可能性があるものであり、子どもから大人まで誰もが我が事として関心を持つことが大切です。

また、市民一人ひとりがDV防止への意識を高め、自分と配偶者や交際相手等の大切な人との関係を振り返り、お互いの人権や人格の尊重に基づく対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を築くことが望まれます。

そのため、あらゆる暴力の根絶に向けて、子どもの頃から自分も他者も大切に
意識を身につけ、暴力で他人を圧迫したり問題解決を図ったりしない姿勢を学ぶなど、
暴力を許さない意識の醸成が必要です。

また、DVの背景にある固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別や偏見を
解消していく必要があります。

(2) DV被害者の早期発見

被害者がDVによって犯罪となる行為を含む重大な人権侵害を受けたにもかかわらず、「相談するほどのことではない」、「相談しても無駄」、「自分にも悪いところがある」等の意識から被害を誰にも相談できずにいると、被害者が社会的救済を受けられな
いまま被害が潜在化し、事態の深刻化を招くおそれがあります。

被害の大小にかかわらず被害者自身に社会的救済の必要性の認識を促し、安全
に対する配慮を受けながら安心して相談することができるよう、DV防止の啓発や相談
窓口等支援体制に関する情報提供の充実に取り組む必要があります。

また、医療機関などとの連携によりDV被害を早期に発見し、被害者がいち早く必要
な支援を受けられる仕組みづくりが必要です。

(3) DV被害者の安全の確保と自立

被害者が加害者から繰り返しDVを受けることがないよう、その生命を守るために加
害者から隔離し保護していかなければなりません。

被害者は、身の安全の確保の問題をはじめ、自立に向けた就労の確保、住宅や生
活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時に抱えており、その課題解決
には関係機関が複数にわたります。関係機関が連携しながら、被害者が安心できる相
談支援体制を整え自立を促す必要があります。

被害者が将来に向けて安全で安心な生活を送れるよう、被害者の状況と意思を尊
重した総合的な支援体制の充実が求められています。

(4) 子どもなど周囲への被害の対応

DVは当事者間にとどまらず、子どもなど周囲にも影響を及ぼします。子どもが暴力を間近で目撃する「面前DV*²⁴」は子どもに対する精神的な虐待ともなります。

さらに、DVが起きている家庭では子どもに対する暴力が同時に行われている場合もあり、DV加害者から子どもへの直接的な暴力の他にも、DV被害を受けている人が加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があるなど、虐待の連鎖が起こるおそれがあります。

DVは子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまう行為であり、関係機関が連携して子どもの安全を守り、十分な心身のケアを行っていく必要があります。

*²⁴ 面前DV：18歳未満の子どもの目の前で、配偶者や家族に対して、殴る蹴るなどの身体的暴力や、どなったり侮辱したりする精神的な暴力を振るう状況をいい、子どもに苦痛を与える行為として心理的虐待に当たるとされている。

基本方針 1



あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

- ・ 暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、暴力を決して許さないという強いメッセージを発信します。
- ・ DVに対する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期解決のため、DV根絶に向けた教育や啓発に取り組みます。

施策の基本的方向 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進（再掲）

具体的施策	内容	所管課
60 暴力根絶への広報 (No.12再掲)	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター こども福祉課 人権教育課 学校教育課
61 暴力根絶に向けた予防学習の取組 (No.13再掲)	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDVや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたDV防止に向けた取組や教育の充実を図ります。	男女共同参画センター 学校教育課

施策の基本的方向 2 DV根絶に向けた啓発・教育

具体的施策	内容	所管課
62 DV防止の理解を深めるための啓発と教育	DVに関する理解を深め、防止を図るための啓発と教育を行います。	男女共同参画センター 学校教育課 人権教育課
63 デートDVに関する啓発	児童生徒に対して、デートDVに関する理解を深めるため、学校への出前講座など学習機会を提供しながら啓発を行います。	男女共同参画センター 人権教育課
64 DVに関する市民の意識・実態調査の実施	DVに関する市民の意識と実態を把握する調査を定期的実施します。	こども福祉課 男女共同参画センター
65 DVに関する資料の収集と提供	男女共同参画センターにおいて、DVに関する各種資料を収集し、市民向けの学習教材として提供を図ります。	男女共同参画センター

基本方針 2

DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実



- ・ DV被害が潜在化しないよう、市の窓口業務や医療機関等の関係機関でDV被害を早期に発見する体制を構築します。
- ・ 被害者の安全に配慮し、安心して相談できる環境づくりを推進します。

施策の基本的方向 1 DV被害の早期発見の仕組みづくり

具体的施策	内容	所管課
66 市の各種窓口におけるDV被害の気付きと相談支援窓口への関係	市の各種窓口において、DV被害者と思われる方への気付きと相談支援窓口へ関係していくための支援を行います。	こども福祉課 関係各課

施策の基本的方向 2 DV被害者の相談体制の充実

具体的施策	内容	所管課
67 関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	関係機関と連携し、ネットワークを確立することにより、DV被害の早期発見に努めます。	こども福祉課
68 DV相談窓口の周知	DV被害者や市民に対し広報紙や市ホームページ等で相談窓口の周知を図ります。	こども福祉課
69 相談支援体制の充実	DV被害者が相談しやすい窓口にするなど、相談窓口体制の充実を図ります。	こども福祉課
70 関係する相談機関との連携の強化	DVに関係する相談機関との連携を強化するとともに、必要に応じてDV被害者支援ケース会議を開催して対応します。	こども福祉課
71 相談窓口職員及び関係職員の資質の向上	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上のための研修機会の充実を図ります。	こども福祉課

基本方針 3



DV被害者への支援体制の整備

- ・ DV被害者に対して総合的かつ迅速な対応が必要であることから、関係機関の役割分担を明確にしつつ、被害者の保護・支援を行います。

施策の基本的方向 1 DV被害者の安全確保

具体的施策		内容	所管課
72	DV被害者の安全確保	<p>一時保護支援の組織体制を充実し、警察や県立女性家庭センターと連携を図り、迅速な対応を行い、DV被害者の安全を確保します。</p> <p>一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。</p> <p>一時保護施設等への同行支援を図ります。</p>	こども福祉課

施策の基本的方向 2 DV被害者の自立支援の推進

具体的施策		内容	所管課
73	被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	DV被害者の自立に向けた各種情報の提供と相談支援の充実を図ります。	こども福祉課
74	DV被害者のこころのケア	DV被害者が受けた精神的なダメージを緩和するため、心理的なケアを行います。	こども福祉課 健康課
75	子どもの保護のための体制整備	関係機関との連携によりDV被害者の子どもの保護のための体制を整備します。	こども福祉課
76	DV被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援	DV被害者の住まいの確保のため、被害者に配慮した市営住宅入居要件の緩和等を行うことにより、自立支援を行います。	建築住宅課
77	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討	配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	こども福祉課

第5章 プラン推進の体制

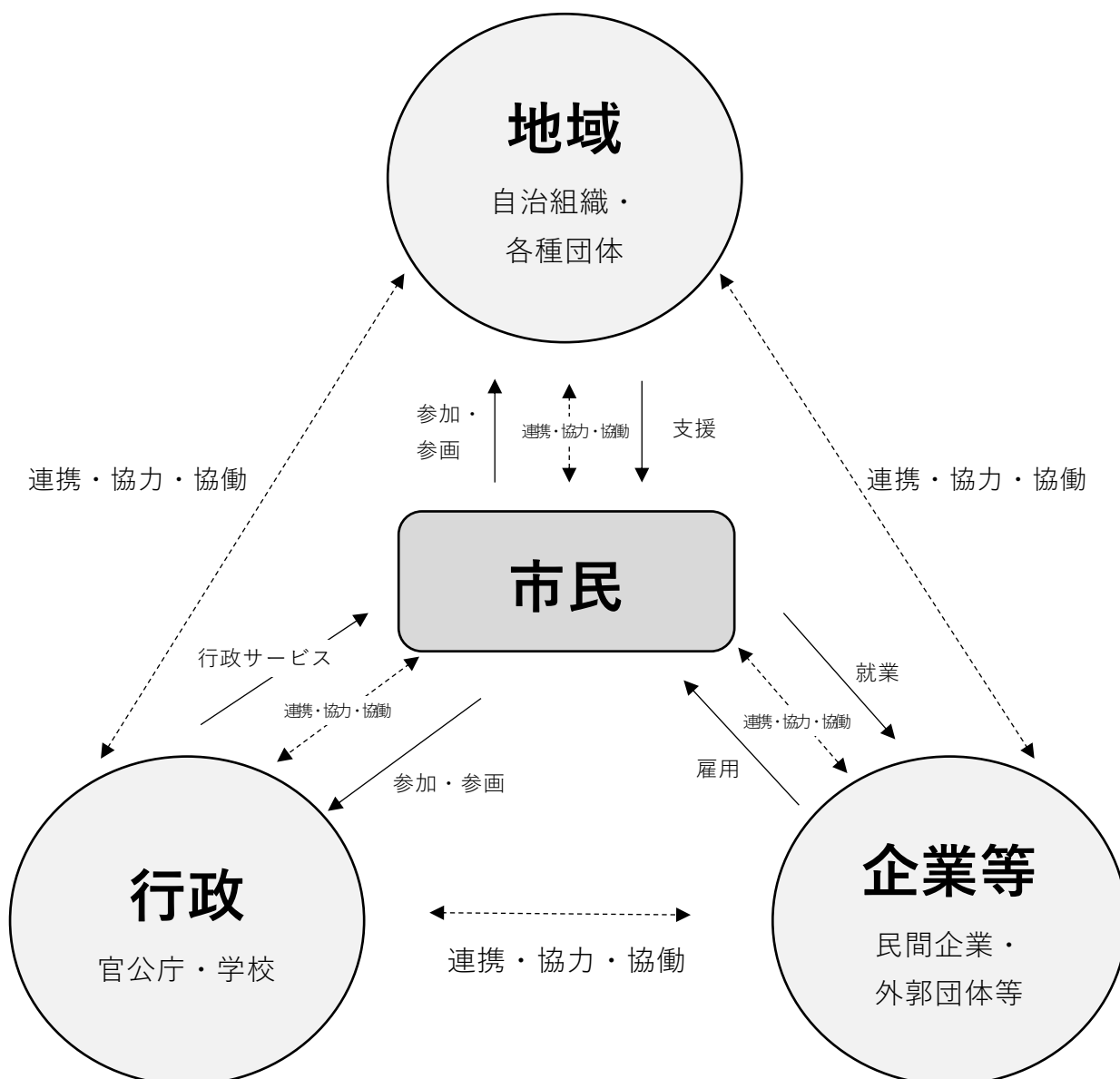
第5章 プラン推進の体制



本市における男女共同参画社会の実現に向け、市の推進体制を充実するとともに、市民・地域・企業等との協働による取組を進めます。相互に連携と情報共有を図り、協働を推進することが重要であり、そのために市は積極的な働き掛けをしていきます。

1. 推進のための役割

本プランの推進に当たって、市民・地域・企業等にプランの広報・周知を図るとともに、行政と市民・地域・企業等が参画し、連携して推進することが必要です。



市の役割

市は、本プラン「第3章 基本計画」に所管課を示しているとおり、人権・福祉（子育て・介護など）・健康・教育・生涯学習・労働・産業・まちづくり・地域振興・環境・防犯・防災等、あらゆる行政分野において男女共同参画の視点からの取組を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、市民、地域、学校、事業者への働き掛けと支援を行います。

学校においては、子どもの人権尊重と男女平等の意識を育むとともに、性についての正しい知識を学ぶことによって、男女の性差にとらわれることなく互いの人格や個性を尊重し、協力し合う心を培うことができる教育を行います。

市民に期待される役割

市民には、市民一人ひとりが男女共同参画の意識高揚を図り、家庭内での男女の固定的な役割分担の見直しと教育を進めることが期待されています。特に女性が審議会等の委員として積極的に行政に参画することが期待されています。

<具体的な行動>

- ・ 「男だから、女だから」ではなく、「人」として認め合いましょう。
- ・ 多様な生き方、個性を認め合いましょう。
- ・ 「男は仕事、女は家庭」、「男のくせに、女のくせに」などという性別にとらわれた考え方を改めましょう。
- ・ 男性優位の社会通念や慣習を改め、男女が共に活動しやすい環境をつくりましょう。
- ・ 自分らしさ、自分の気持ちを大切にしましょう。
- ・ 性別や国籍などに伴う固定観念で判断することなく、それぞれの人の考え方を尊重しましょう。
- ・ 職場・家庭・地域社会において、お互いに協力し、助け合う関係を築くことを心掛けましょう。
- ・ 審議会等や組織の女性委員・役員として積極的に参加しましょう。
- ・ 女性も様々な場で自分の意見を主張しましょう。
- ・ 男女共同参画意識を高めるために、講演会や講座等には積極的に参加しましょう。
- ・ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントが重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- ・ 家庭内において、DVについて考える機会を持ち、人権的な観点から生活を見直してみよう。
- ・ 被害者や加害者の実態を見過ごすことなく、支援機関等に相談するなど積極的に声を上げよう。
- ・ 被害者の自立について、周囲が思いやりの心を持って積極的に支援に関わりましょう。

地域に期待される役割

地域には、地域での慣習などの見直しを図り、地域における様々な分野での男女共同参画を推進するとともに、介護や子育てなど地域福祉の推進を図ることが期待されています。

<具体的な行動>

- ・ あらゆる活動に性別・年代にかかわらず多様な人材が参画することの意義について考える機会を持ち、町内会や各種団体の役員選出方法の見直しや人材の活用を推進しましょう。
- ・ 地域が主体となって地域づくりや男女共同参画に関する講演会や研修会を開催しましょう。
- ・ 地域づくりのための講座や研修に積極的に参加し、後継者の育成に努めましょう。
- ・ 男女共同参画意識を高めるための講演会や講座等には積極的に参加しましょう。

企業等に期待される役割

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながる人々の生活における重要な要素です。誰もが健康で心豊かな生活を送るため、従業員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、働きやすい環境づくりを進めることが期待されています。

<具体的な行動>

- ・ 職場における女性の地位の向上を図りましょう。
- ・ 労働関係法令を遵守し、性別にとらわれず誰もが働きやすい環境づくりに努めましょう。
- ・ 性別や国籍などに伴う固定観念で判断することなく、それぞれの人の適性や能力に基づいた人員配置をしましょう。
- ・ 生産性を高める取組として、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めましょう。
- ・ 休暇取得や短時間勤務制度など、育児・介護休業等の制度が利用しやすい職場環境づくりを推進しましょう。
- ・ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶に努めましょう。

2. 推進体制

(1) 庁内推進体制の充実

本市における男女共同参画を進めていくためには、まず男女共同参画についての理解を深めるため、全庁的な取組により気運を高め、総合的な施策を展開・推進していくことが必要です。

施策の計画的かつ円滑な推進に向けて、庁内推進本部・関係各課との連携に基づく推進体制を強化します。

DV対策基本計画の推進体制については、関係機関・関係各課との連携に基づく推進体制を強化します。

(2) 市民との連携による施策の推進

男女共同参画の主体は市民であり、推進に当たっては市民との協働が不可欠です。

市民や学識経験者で構成される西脇市男女共同参画審議会において、プランの推進について意見を聴取するとともに、必要に応じ、施策や取組などの見直し等に関する協議・検討を行います。

(3) 国・県との連携の推進

男女共同参画社会づくりは社会全体の取組です。市が男女共同参画を進めていく上で必要となる国・県・近隣市町との連携を深め、情報交換を含めた協力体制の構築が必要です。

施策の推進に当たっては、国・県との連携を図り、より有効かつ実効性の高い展開に努めます。

(4) 男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実

市民・地域・企業等との協働による男女共同参画を推進していくため、市・市民・地域・企業等が相互交流を図るとともに、啓発や相談・情報提供の場となる拠点施設（男女共同参画センター）の充実に努めます。

3. 計画の進行管理

本プランは、あらゆる分野で男女共同参画を進めていくための施策展開の方向を示しています。本プランをより実効性のあるものにしていくためには、具体的な取組状況を確実に把握し、その結果を分析・評価することが重要です。

このため、本プランに示す施策の実施状況を全庁的に把握するため、担当課による実施状況の取りまとめや自己評価、男女共同参画担当課によるヒアリングなどを行い、西脇市男女共同参画審議会に報告します。

また、施策の評価結果については次年度以降の施策展開に反映させるなど、プランの進行管理の充実に努めます。

4. 推進のための数値目標

本プランの進行管理において、推進状況を客観的に評価するための方策として、数値による指標の設定とその定期的把握が効果的です。

男女共同参画の推進状況を把握するため、令和8(2026)年度に達成すべき数値目標を設定します。

基本目標		指標		基準値 (R2年度)	方向	目標値 (R8年度)
I	りの人 視権 点尊 に重 立と っ男 た女 社共 会同 づ参 画	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	76.6%	↗	83%
		2	「LGBT等の性的マイノリティ（性的少数者）」を「内容も知っている」とする人の割合	-	↗	60%
		3	市民向け男女共同参画啓発講座の開催回数	2回	↗	5回
		4	女性に対する暴力根絶に関する講座等の開催回数	2回	↗	3回
II	男性 性が 家庭 生活 でき るの 社会 の参 画の 実現 と	5	「仕事と自分の生活の両立ができている」とする市民の割合	76.5%	↗	79%
		6	育児休業を取得したと回答する保護者（①母親、②父親）の割合	①39.0% ② 3.4%	↗	① 50% ② 5%
		7	女性活躍企業表彰受賞等受賞企業数	1社	↗	3社 令和8年度 までの累計
		8	女性の就労や起業に関するセミナー・個別相談の参加人数（オンライン参加含）	196人	↗	250人
		9	男性の家事・育児参画促進事業の参加人数（オンライン参加含）	205人	↗	260人
III	同野社 参に会 画おの のけあ るあ 進男 女ゆ る分	10	審議会等における女性委員の登用率	28.9%	↗	40～60%
		11	市役所における女性管理職の割合（市役所全体）	27.5%	↗	30%
		12	市役所における制度が利用可能な男性職員の ①配偶者出産休暇取得割合 ②育児参加のための休暇の取得割合	①53.3% ② 7.0%	↗	①80% ②30%
IV	絶るら 暴の偶 力あ者 のら等 根ゆか	13	デートDV防止、アンガーマネジメント出張授業実施校数（市内学校）	1校	↗	5校
		14	DVの被害を受けたが誰にも相談しなかった（できなかった）人の割合（5年毎）	32.6%	↘	25%

資料編

資料編

1. 計画の策定経過

月 日	内容
令和2（2020）年 8月27日	令和2年度第1回西脇市男女共同参画審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 西脇市男女共同参画センター事業について 令和元（2019）年度DV相談等の状況について 男女共同参画に関する市民意識調査の実施について
10月30日～11月20日	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和3（2021）年 2月22日	令和2年度第2回西脇市男女共同参画審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第2次西脇市男女共同参画基本プランの進捗状況について 令和3（2021）年度男女共同参画センター事業(案)について 男女共同参画に関する市民意識調査報告書について 第3次西脇市男女共同参画基本プランの策定スケジュールについて
7月6日	令和3年度第1回西脇市男女共同参画審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第3次西脇市男女共同参画基本プランの骨子案について 令和3（2021）年度男女共同参画センター予定事業について
8月10日	令和3年度第2回西脇市男女共同参画審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第3次西脇市男女共同参画基本プランの素案について 令和2（2020）年度男女共同参画センター事業の実施状況について 令和2（2020）年度DV相談事業等の状況について
10月14日	令和3年度第3回西脇市男女共同参画審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第3次西脇市男女共同参画基本プランの素案について
10月29日	西脇市男女共同参画推進本部幹事会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第3次西脇市男女共同参画基本プランの素案について
11月2日	西脇市男女共同参画推進本部会議（部長会）の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第3次西脇市男女共同参画基本プランの素案について パブリック・コメントの実施について
12月1日～令和4 （2022）年1月4日	パブリック・コメントの実施
1月17日	西脇市男女共同参画推進本部会議（部長会）の開催 <ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施結果について
2月3日～10日 （書面会議）	令和3年度第4回西脇市男女共同参画審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施結果について 令和4（2022）年度男女共同参画センター事業(案)について

2. 西脇市男女共同参画審議会名簿

(敬称略)

選出区分	職名等	名 前	任期
学識経験のある者	兵庫県立大学国際商経学部 教授	◎横 山 由紀子	
各種団体を代表する者	西脇市PTA連合会 副会長	亀 田 秀 樹	～R3 (2021) .5.24
	西脇市PTA連合会 副会長	河 上 弥 生	R3 (2021) .5.25～
	西脇市連合区長会 副会長	筒 井 俊 明	～R3 (2021) .5.11
	西脇市連合区長会 副会長	高 瀬 克 義	R3 (2021) .5.12～
	北播人権擁護委員協議会西脇部会副部会長	長 井 好 美	～R3 (2021) .9.30
	北播人権擁護委員協議会西脇部会委員	笹 倉 紀 子	R3 (2021) .10.1～
	男女共同参画市民活動グループ もっとすてきに“パートナー”委員会 副委員長	○蓮 池 昌 美	
	男女共同参画市民活動グループ 西脇パパサークルJA0 事務局長	藤 田 和 昌	
	西脇市社会教育委員の会 委員	藤 原 咲 子	
	西脇商工会議所 業務課長	松 場 真 吾	
西脇市民生委員児童委員連合会副会長	山 本 初 音		
学校関係者	西脇市校園長会 楠丘小学校校長	白 川 智 喜	
公募による市民		内 橋 麻衣子	
		藤 本 まさ代	

◎会長、○副会長

3. 西脇市男女共同参画審議会条例

平成26年3月28日条例第7号
改正 平成28年6月23日条例第21号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、西脇市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画基本プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴

き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、市の職員又は関係行政機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員を助ける。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、男女共同参画担当部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成28年6月23日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により任命又は委嘱された者は、それぞれこの条例の相当規定により任命又は委嘱された者とみなす。

4. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同十一年一月二二日同第一六〇号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで

き、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の

形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(以下略)

5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
 - 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
 - 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
 - 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
 - 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
 - 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成す

る男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計

画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したとき

働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留

意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令

で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八

条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に

あつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため

の施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センタ

一又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童館相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

第九条之二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

(平一六法六四・一部改正)

第四章 保護命令

(警察官による被害の防止)

(保護命令)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(警察本部長等の援助)

第八条之二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条之三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知られないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあ

っては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談

を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消

す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てををする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項

並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平十六法六十四〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平十九法百十三号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平二十五法七十二号〔抄〕〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平二十六法二十八号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令元法四十六〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

7. 用語集

※本文中に「*(番号)」が付いている用語は、以下に説明を掲載しています。

<あ行>

SDGs (持続可能な開発目標) (*10)

Sustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年に国連が定めた17の目標のこと。「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できることを目指す普遍的な行動を呼び掛けている。

M字カーブ(*3)

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを描く。

LGBT(*5)

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、出生時に割り当てられた性別と自己認識が違う人)の頭文字をとった言葉。性的少数者(性的マイノリティ)を表す言葉の一つとして使われる。最近はこの中にはくれない性を含めてLGBTQ+という言葉もあります。

エンパワーメント(*8)

自分が本来持っている力を引き出し、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけること。自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女平等な社会の実現に重要であるとされている。

<さ行>

在宅勤務(*15)

自宅を就業場所とする勤務形態。テレワークの一形態である。

ジェンダー平等(*1)

性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)(*22)
被写体を特定することができる方法で、「私事性的画像記録」((1)性交又は性交類似行為に係る人の姿態、(2)他人が人の性器等を触る行為等、(3)衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出、強調されているもの等のいずれかを撮影した画像に係る電子情報)を不特定又は多数の人が認識できるような状態にした場合、懲役または罰金を処すことのできる法律

時差出勤(*14)

業務の始業時間や終業時間を基準の時刻から早めたり遅らせたりすることを容認する制度

ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)(*23)

ある特定の人に対する恋愛感情を持っており、又はその思いが通じず恨むようになって、つきまとい行為を繰り返すことを「ストーカー行為」といい、ストーカー規制法は、ストーカーから被害者を守るために制定された法律のこと。

性的マイノリティ(*6)

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人たちのこと。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。

性の多様性(*7)

セクシュアリティ(性のあり方)は、大きく分けて4つの要素(「身体的な性」(性染色体・生殖腺、性器によって決まる性)、「性自認」(自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど)、「性的指向」(性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど)、「性表現」(言葉遣い・服装・振る舞い))の組み合わせによって形作られており、一人ひとりの性のあり方は多様であるということ。

<た行>

男性中心型労働慣行(*2)

長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行

デートDV(*9)

結婚前の交際相手からの暴力のこと。暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

テレワーク(*11)

ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

<は行>

配偶者暴力相談支援センター(*20)

配偶者からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設。各都道府県の婦人相談所などの施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしており、また、市町村が設置することもある。

パートタイム・有期雇用労働法(*18)

企業規模にかかわらず、同一企業内における正社員と非正規社員間の不合理な待遇差を禁止する法律。また、非正規社員は事業主に「正社員との待遇差の内容や理由」などについて説明を求めることができる法律

PTSD (post-traumatic stress disorder: 心的外傷後ストレス障害)(*19)

死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態

放課後児童クラブ(*16)

保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行う施設

ポジティブ・アクション(*17)

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

保護命令制度(*21)

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し発する命令。(1) 被害者への接近禁止命令、(2) 被害者への電話等禁止命令、(3) 被害者の同居の子への接近禁止命令、(4) 被害者の親族等への接近禁止命令、(5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型が存在する。

<ま行>

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)(*4)

無意識のうちに誰もが持っているバイアス(偏見)のこと。性差に関する例では、「女性は生まれつき数学の能力に欠ける、男性は育児が苦手である」などの行動・考え方があ

面前DV(*24)

18歳未満の子どもの目の前で、配偶者や家族に対して、殴る蹴るなどの身体的暴力や、どなったり侮辱したりする精神的な暴力を振るう状況をいい、子どもに苦痛を与える行為として心理的虐待に当たるとされている。

<ら行>

ライフステージ(*13)

人の一生における、加齢に伴う諸段階を表す言葉。それぞれの段階によって生活習慣や健康状態が異なる。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(*12)

「性と生殖に関する女性の健康／権利」のこと。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方である。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置付ける理念のこと。

第3次西脇市男女共同参画基本プラン ～ パートナー ～

発行日：令和4(2022)年3月

発行：西脇市

編集：西脇市 男女共同参画センター

〒677-0057 兵庫県西脇市野村町茜が丘16-1

西脇市茜が丘複合施設Miraie

[TEL] 0795(25)2800 [FAX] 0795(25)2220

[ホームページ] <https://www.city.nishiwaki.lg.jp/>



**NIHONNO
HESONOÓ**